

R 3 宮繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場諸室改修工事建築

図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書 1		
A-02	特記仕様書 2		
A-03	特記仕様書 3		
A-04	特記仕様書 4		
A-05	特記仕様書 5		
A-06	仕上げ表		
A-07	配置図兼支障物件確認図, 付近見取り図, 概略工程表(参考)		
A-08	現況・撤去 1 階平面図兼仮設計画図(参考)		
A-09	改修後 1 階平面図		
A-10	現況・撤去 2 階平面図		
A-11	改修後 2 階平面図		
A-12	バックネット裏 1 階 便所・医務室 平面詳細図・展開図		
A-13	現況・撤去 内野 1 階平面詳細図		
A-14	改修後 内野 1 階平面詳細図		
A-15	雑詳細図		
A-16	内野展開図		
A-17	バックネット裏 2 階 便所(1) 平面詳細図・展開図		
A-18	内野 2 階 便所(2) 平面詳細図・展開図		
A-19	1 階内野天井伏図		
A-20	建具表		

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R 3 営繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場諸室改修工事建築</p> <p>2. 工事場所 徳島市庄町 1 丁目</p> <p>3. 敷地面積 91,000㎡</p> <p>4. 工事種目 改修項目：諸室改修 RC造 一部SRC造・S造 3階建て 延床面積：7,111.61㎡</p> <p>5. 工事区分 建築工事一式</p> <p>6. 工期 工事完成年月日は令和 4 年 2 月 2 8 日とする。</p>	<p>項 目</p> <p>③ 安全衛生管理</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、構線、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を回り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けると。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第 1 種又は第 2 種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 【ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)】 処分許可業者の会社名、所在地：(有)吉野川ポンプ、徳島市応神町東貞方字北野7-2 処分地の所在地：徳島市応神町東貞方字西中須49-1 運搬距離：5.1km 処理単価：t 当たり 800円(税抜き) 【ｺﾝｸﾘｰﾄ(有筋)】 処分許可業者の会社名、所在地：(有)吉野川ポンプ、徳島市応神町東貞方字北野7-2 処分地の所在地：徳島市応神町東貞方字西中須49-1 運搬距離：5.1km 処理単価：t 当たり 1,000円(税抜き)</p>	<p>項 目</p> <p>特 記 事 項</p> <p>【ﾌﾟﾗｽﾄ】 処分許可業者の会社名、所在地：(有)吉野川ポンプ、徳島市応神町東貞方字北野7-2 処分地の所在地：徳島市応神町東貞方字西中須49-1 運搬距離：5.1km 処理単価：t 当たり 800円(税抜き) 【金属(処分)】 処分許可業者の会社名、所在地：(株)旭金属☆優良認定業者、徳島市東沖洲1丁目12 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：9.8km 処理単価：t 当たり 0円(税抜き) 【ｶﾞﾗｽ】 処分許可業者の会社名、所在地：津崎興産(有)☆優良認定業者、名西郡石井町藍畑字西覚円941 処分地の所在地：名西郡石井町藍畑字西覚円941 運搬距離：13.6km 処理単価：t 当たり 6,000円(税抜き) 【木材】 処分許可業者の会社名、所在地：(有)徳島興産☆優良認定業者、徳島市津田海岸町2番90号 処分地の所在地：徳島市津田海岸町2番90号 運搬距離：9.5km 処理単価：t 当たり 10,000円(税抜き) 【廃ﾌﾞﾗｯｸ】 処分許可業者の会社名、所在地：(有)久保衛生、三好郡東みよし町加茂6001-1 処分地の所在地：三好郡東みよし町加茂5999-1 運搬距離：60.3km 処理単価：m3当たり 15,000円(税抜き) 【ﾌﾟﾗｽﾄ含成形板等】 処分許可業者の会社名、所在地：(株)明和ｸﾘｰﾝ、三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地：三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離：82.8km 処理単価：m3当たり 20,000円(税抜き)</p> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸該の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、監督員と協議すること。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。 (1) 木材以外の材料 (2) 県内産資材又は県内企業調達資材 (3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している。</p>						
<p>II. 建築工事仕様書</p> <p>1章 一般共通事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>特 記 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 適用基準等</td><td> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・材料、資材の搬入は、打ち合わせによるものとする。 ・工事中の安全、騒音振動抑制には十分注意のこと。 ・工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。 ・蔵本公園内で別途発注されている他工事と十分調整のうえ施工すること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> </td></tr> <tr> <td>② 工事関係図書</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項 目	特 記 事 項	① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・材料、資材の搬入は、打ち合わせによるものとする。 ・工事中の安全、騒音振動抑制には十分注意のこと。 ・工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。 ・蔵本公園内で別途発注されている他工事と十分調整のうえ施工すること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	② 工事関係図書		<p>④ 工事現場管理</p> <p>●工事名 R 3 営繕 蔵本公園 徳・庄町 1 野球場諸室改修工事建築</p> <p>●図面名 特記仕様書 1</p>	<p>⑤ 施工調査</p> <p>●図面番号 A-01</p> <p>●縮尺</p> <p>株式会社 岡島建築事務所 1 級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳</p>
項 目	特 記 事 項							
① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・材料、資材の搬入は、打ち合わせによるものとする。 ・工事中の安全、騒音振動抑制には十分注意のこと。 ・工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。 ・蔵本公園内で別途発注されている他工事と十分調整のうえ施工すること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>							
② 工事関係図書								

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																																									
<p>① 化学物質を発散する建築材料等</p>	<p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	<p>⑧ 施工</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1" data-bbox="1261 289 1846 592"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリプ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" data-bbox="1261 829 1846 1570"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表員作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表員作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業	<p>⑪ 工事検査及び技術検査</p> <p>⑫ 完成図等</p> <p>⑬ 火災保険</p> <p>⑭ デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p>	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="2181 310 2766 415"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品： 対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版) ・ 工事写真(写真帳1部(・着手前)・完成写真)、電子データ2部) ・ 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・ 保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を01-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="2181 1003 2617 1096"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査資材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																																									
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																																																																																																																																																										
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																																										
スリプ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																													
同上(リンブレン等)	○																																																																																																																																																																													
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																													
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																																										
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																													
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																																											
縦樋(GLまで)	○																																																																																																																																																																													
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																																										
同上補強	○																																																																																																																																																																													
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																																																																																																													
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																													
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																												
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																																												
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業																																																																																																																																																																												
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																												
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																												
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																												
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																												
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																												
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																												
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																												
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																												
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																												
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																																												
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																												
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																												
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																																												
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																												
	表装	・ 表員作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																												
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																												
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																												
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業																																																																																																																																																																												
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																																												
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																																												
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																																												
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																																												
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																																												
区分	サイズ																																																																																																																																																																													
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																													
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																													
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																																																																													
			<p>◎工事名 R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築</p> <p>◎図面名 特記仕様書2</p>	<p>◎図面番号 A-02</p> <p>◎縮尺</p>	<p>株式会社 岡島建築事務所</p> <p>1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳</p>																																																																																																																																																																									

2章 改修仮設工事		3章 躯体工事(1) (土工事)		6章 コンクリート工事																											
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																										
① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	① 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。	① 一般事項	◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度 <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 F_n(N/mm²)</th> <th>スラブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>コンクリート基礎</td> </tr> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スラブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有		2.3	壁	普通	21	21	15	無		2.3	コンクリート基礎		
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スラブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所																								
普通	21	21+S	18	有		2.3	壁																								
普通	21	21	15	無		2.3	コンクリート基礎																								
② ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(1 F床面)を±0とし、NGLはBM-(100)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。	② 排水	◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。	② コンクリートの仕上がり	◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F _c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。																										
③ 足場等	◎仮設機材及び仮年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎内部足場(種類:脚立足場、棚足場) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い(仕様:ガードフェンス(1,810×1,800)+夜間フェンブライト、L=図示m)(図示)	③ 埋め戻し及び盛土	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。 ◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。 ◎現場内再生利用とする。	③ 普通コンクリート	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A)・B・C種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.51による。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3)安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。																										
④ 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	4章 地業工事	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>100</td> <td>RC-30</td> </tr> </table> ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締め固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシュラン	コンクリート基礎	100	RC-30	④ レディミクストコンクリート工場の指定	◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。																		
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																												
再生クラッシュラン	コンクリート基礎	100	RC-30																												
⑤ 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料金(有償・無償)	① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>100</td> <td>RC-30</td> </tr> </table> ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締め固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシュラン	コンクリート基礎	100	RC-30	⑤ 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし			
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																												
再生クラッシュラン	コンクリート基礎	100	RC-30																												
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																										
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																													
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																													
⑥ 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・留意していないので業者にて)設けること。 ◎借地借家料 円	② 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 ◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	⑥ 寒中コンクリート	◎スリーブの材種(棒付)																										
⑦ 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</td> </tr> </table>	○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	③ 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。 ◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。	⑦ 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・コンクリート基礎 ◎設計基準強度(21)N/mm ² 、スラブ(15)cm ◎適用箇所:図示																									
○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																															

		●工事名 R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	●図面番号 A-03	株式会社 岡島建築事務所
	徳島県県土整備部営繕課		●縮尺	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
		特記仕様書 3		

4章 防水改修工事		特記事項																																																										
項目																																																												
① 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。																																																											
② 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>POX工法</th> <th>工法</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					工程	工法	POX工法	工法	工法	施工箇所					1 既存保護層(立上り部等)撤去等					2 既存保護層(平場)撤去等					3 既存断熱層撤去等					4 既存防水層(立上り部等)撤去等					5 既存防水層(平場)撤去等					6 既存下地の補修及び処置		○			7 防水層の新設		○			8 断熱材の新設					9 保護層の新設				
工程	工法	POX工法	工法	工法																																																								
施工箇所																																																												
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																												
2 既存保護層(平場)撤去等																																																												
3 既存断熱層撤去等																																																												
4 既存防水層(立上り部等)撤去等																																																												
5 既存防水層(平場)撤去等																																																												
6 既存下地の補修及び処置		○																																																										
7 防水層の新設		○																																																										
8 断熱材の新設																																																												
9 保護層の新設																																																												
③ 既存下地の補修材料	◎エポキシ系ポリマーセメントモルタル塗改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																																											
④ 既存下地の処理	◎水洗い(高圧水洗淨)を行う。																																																											
⑤ 塗膜防水	◎工法：POX 種別：超速硬化ウレタン塗膜防水(アクリルウレタン仕上)																																																											
	◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。																																																											
	◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>POX</td> <td>—</td> <td>便所床</td> <td>超速硬化ウレタン塗膜防水</td> <td>防滑仕上</td> </tr> </tbody> </table>					工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	POX	—	便所床	超速硬化ウレタン塗膜防水	防滑仕上																																													
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																																																								
POX	—	便所床	超速硬化ウレタン塗膜防水	防滑仕上																																																								
	◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 便所床 超速硬化ウレタン塗膜防水工法(特定化学物無配合) 防滑仕上																																																											
⑥ シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。																																																											
	◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。																																																											
	◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。																																																											
	◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(「 <u>行う</u> 」・行わない)。																																																											
	◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(「 <u>簡易接着性試験</u> 」・引張接着性試験)を行う。																																																											
	◎種類及び施工箇所																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>流し台取合い</td> <td></td> <td>10×10</td> <td>簡易接着</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン</td> <td></td> <td>打継目地</td> <td></td> <td>20×10</td> <td>簡易接着</td> </tr> </tbody> </table>					記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン		流し台取合い		10×10	簡易接着	PU-2	ポリウレタン		打継目地		20×10	簡易接着																																		
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																						
MS-2	変成シリコーン		流し台取合い		10×10	簡易接着																																																						
PU-2	ポリウレタン		打継目地		20×10	簡易接着																																																						
⑦ 防水保証	◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																																											

5章 建具改修工事		特記事項																	
項目																			
① 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。																		
	◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。																		
	◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。																		
	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。																		
	◎防犯建物部品の適用は、建具表による。																		
	◎防火戸の指定は建具表による。																		
	◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。																		
② 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>前室</td> <td>DP塗り</td> </tr> </tbody> </table>			耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	—	—	—	—	—	—	前室	DP塗り
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理												
—	—	—	—	—	—	前室	DP塗り												
	◎建具寸法W=1,630 H=2,000 厚=40。																		
	◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。																		
	◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。																		
③ 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。																		
	◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.7.21による。																		
	◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。																		
	◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.31による。																		
	◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。																		

6章 内装改修工事		特記事項																																												
項目																																														
① 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。																																													
	◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。																																													
② 撤去並びに下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。																																													
	①床改修																																													
	・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="3">部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>[床タイル]</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同上	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同上	[床タイル]	改標仕6.2.2(1)(エ)	同上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同上																						
種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																											
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																											
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同上																																												
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同上																																												
[床タイル]	改標仕6.2.2(1)(エ)	同上																																												
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同上																																												
	・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table>			下地の状況	下地処理方法	備考欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																		
下地の状況	下地処理方法	備考欄																																												
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																												
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																												
	◎改修後の床の清掃範囲は図示する。																																													
	②壁改修																																													
	・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照																																													
	・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修																																													
	モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を(「 <u>行う</u> 」・行わない)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラッシュヤ使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[ダイヤモンドカッター使用]</td> <td>選手更衣室 新設開口部:天井取合いボード 改修</td> </tr> <tr> <td>[ハンドブレーカー使用]</td> <td>選手更衣室 OB壁撤去部:床仕上げ改修</td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシュヤ使用		[ダイヤモンドカッター使用]	選手更衣室 新設開口部:天井取合いボード 改修	[ハンドブレーカー使用]	選手更衣室 OB壁撤去部:床仕上げ改修	アグレッシブウォータージェット使用																																		
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																													
油圧クラッシュヤ使用																																														
[ダイヤモンドカッター使用]	選手更衣室 新設開口部:天井取合いボード 改修																																													
[ハンドブレーカー使用]	選手更衣室 OB壁撤去部:床仕上げ改修																																													
アグレッシブウォータージェット使用																																														
	・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面 ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面 ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ																																						
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																													
壁下地を含む全面 ボード面まで																																														
ボード面を残し仕上げのみ																																														
	③天井改修 改標仕6.4.2参照																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面 ボード面まで</td> <td rowspan="2">照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table>			撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面 ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入	ボード面を残し仕上げのみ																																						
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																													
天井下地を含む全面 ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入																																													
ボード面を残し仕上げのみ																																														
	・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下地材</td> <td>下地</td> <td>杉</td> <td></td> <td>特1等</td> <td></td> <td>—</td> <td>A種</td> <td>KD</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造作材</td> <td>造作材</td> <td>杉</td> <td>25×71</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A { B } C</td> <td>A種</td> <td>KD</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下地材	下地	杉		特1等		—	A種	KD						—			造作材	造作材	杉	25×71	上小節		A { B } C	A種	KD								
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																						
下地材	下地	杉		特1等		—	A種	KD																																						
						—																																								
造作材	造作材	杉	25×71	上小節		A { B } C	A種	KD																																						
③ 製材	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。																																													
	◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。																																													
	◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																													
	◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																													
	◎JIS A 6517の規格品とする。																																													
	◎スタッド、ランナーの種類は、(65 型)とし、改標仕表6.7.11による。																																													
	◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・改標仕6.7.4(5)による)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>材質</th> <th>仕上げの種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前室、選手更衣室</td> <td>常温硬化型二液性ウレタン</td> <td>耐摩耗性ウレタン塗装仕上げ 厚5</td> <td>ウレタン硬度調整積層構造複合弾性床材</td> </tr> </tbody> </table>			施工箇所	材質	仕上げの種類	備考	前室、選手更衣室	常温硬化型二液性ウレタン	耐摩耗性ウレタン塗装仕上げ 厚5	ウレタン硬度調整積層構造複合弾性床材																																			
施工箇所	材質	仕上げの種類	備考																																											
前室、選手更衣室	常温硬化型二液性ウレタン	耐摩耗性ウレタン塗装仕上げ 厚5	ウレタン硬度調整積層構造複合弾性床材																																											
	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																													

7章 内装改修工事		特記事項																																									
項目																																											
⑦ せつこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁</td> <td>目透かし、下地</td> <td>8</td> <td>不燃</td> <td>改標仕6.13.2</td> <td>LGS、木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウレタン系不燃化粧板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>メーカー指定</td> <td>ケイ酸板</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	目透かし、下地	8	不燃	改標仕6.13.2	LGS、木		ウレタン系不燃化粧板	壁	突付	3	不燃	メーカー指定	ケイ酸板																	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																				
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	目透かし、下地	8	不燃	改標仕6.13.2	LGS、木																																					
ウレタン系不燃化粧板	壁	突付	3	不燃	メーカー指定	ケイ酸板																																					
	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																										
⑧ モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床:タイル下地</td> <td>木こて</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床:塗り床下地</td> <td>金こて</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁:タイル下地</td> <td>金こて</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	床:タイル下地	木こて	なし	なし		床:塗り床下地	金こて	なし	なし		壁:タイル下地	金こて	なし	なし																					
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																							
床:タイル下地	木こて	なし	なし																																								
床:塗り床下地	金こて	なし	なし																																								
壁:タイル下地	金こて	なし	なし																																								
	◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。																																										
⑨ タイル張り	◎セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法(mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の適用</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>I類 II類 III類</td> <td>施釉 無釉</td> <td>有 無</td> <td>標準 特注</td> <td></td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>100角</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>25' 角(25角)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の適用	耐凍害性	耐滑り性	備考			I類 II類 III類	施釉 無釉	有 無	標準 特注		有 無			壁	100角	○	○	○	○					床	25' 角(25角)	○	○	○	○		○		
施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の適用	耐凍害性	耐滑り性	備考																																		
		I類 II類 III類	施釉 無釉	有 無	標準 特注		有 無																																				
壁	100角	○	○	○	○																																						
床	25' 角(25角)	○	○	○	○		○																																				
	◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを(「 <u>行う</u> 」・「 <u>行わない</u> 」)。 ◎試験張りを(「 <u>行う</u> 」・「 <u>行わない</u> 」)。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承諾を得ること。																																										
⑩ 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																										
⑪ 天井点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7&製</td> <td>450角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td>額縁</td> </tr> </tbody> </table>			材種	寸法	形式	外枠	内枠	7&製	450角	一般型	屋内用	額縁																														
材種	寸法	形式	外枠	内枠																																							
7&製	450角	一般型	屋内用	額縁																																							
⑫ トイレブース	◎製作所： 評価名簿による。																																										
	◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																										
	◎屋内用 一般型充填用 7&製枠 ステンレス目地 鍵無 600角																																										
	◎硬質塩ビ製 W300。																																										
	◎外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。但し、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とし、施設装置及び落しは溶融亜鉛めっきのみとする。																																										
	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																										
	◎シャワーユニット 内寸900×1200 天井高2100 天井 平天井(壁高2100) 天井換気扇 開き戸(800×2100) 外掛、ドア外掛 照明(標準) 水栓 サモ水栓(標準) 収納(標準) その他記載なきは標準品																																										
⑬ 下り壁見切縁	◎アルミ製 厚8ミリ用																																										
⑭ SUS押え	◎W2.5ミリ 厚1.5ミリ																																										
⑮ 鏡	◎防湿性を有するもので、2000×2000×厚さ6mmとする。																																										
⑯ 防球網	◎丸鉄線溶接金網、線けい3.2mm 格子50×50 びん止め。																																										
⑰ ノンスリップシート	◎屋外用 幅50ミリ、表面は人造研削材程度とする。																																										
⑱ カuttingシート	◎屋外用 色付き塩化ビニールシート 文字4.5ミリとする。																																										
⑲ 流し台	◎トップ材質 ステンレス 木製+ビニル W180×D55×H80cm																																										

		●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	徳島県土整備部営繕課	R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	A-04	
		●図面名	●縮尺	
		特記仕様書 4		

7章 塗装改修工事

8章 環境配慮(グリーン)改修工事

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																						
<p>① 一般事項</p> <p>② 耐候性塗料塗り(DP)</p> <p>③ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)</p>	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="338 310 902 411"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>C種 改標仕表7.8.1</td> <td>RA種 改標仕表7.2.3</td> <td>3級</td> <td>防球網</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>A種 改標仕表7.8.2</td> <td>RC種 改標仕表7.2.3</td> <td>3級</td> <td>鋼製建具</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="338 449 1015 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面(新規)</td> <td></td> <td>B種 改標仕表7.9.1</td> <td>RB種 改標仕表7.2.4</td> <td></td> <td></td> <td>幅木</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面(新規)</td> <td></td> <td>B種 改標仕表7.9.1</td> <td>RA種 改標仕表7.2.5</td> <td></td> <td></td> <td>換気扇開口部</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面(改修)</td> <td></td> <td>B種 改標仕表7.9.1</td> <td>RB種 改標仕表7.2.5</td> <td></td> <td></td> <td>CG等撤去部</td> </tr> <tr> <td>ボート面(新規)</td> <td></td> <td>B種 改標仕表7.9.1</td> <td>RB種 改標仕表7.2.7</td> <td></td> <td></td> <td>天井換気扇撤去あと</td> </tr> <tr> <td>ボート面(改修)</td> <td></td> <td>B種 改標仕表7.9.1</td> <td>RB種 改標仕表7.2.7</td> <td></td> <td></td> <td>天井</td> </tr> <tr> <td>木部(新規)</td> <td></td> <td>A種 改標仕表7.9.2</td> <td>RA種 改標仕表7.2.1</td> <td></td> <td></td> <td>枠</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄鋼面	C種 改標仕表7.8.1	RA種 改標仕表7.2.3	3級	防球網	亜鉛めっき鋼面	A種 改標仕表7.8.2	RC種 改標仕表7.2.3	3級	鋼製建具	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	モルタル面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.4			幅木	コンクリート面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RA種 改標仕表7.2.5			換気扇開口部	コンクリート面(改修)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.5			CG等撤去部	ボート面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.7			天井換気扇撤去あと	ボート面(改修)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.7			天井	木部(新規)		A種 改標仕表7.9.2	RA種 改標仕表7.2.1			枠	<p>1. アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>① 一般事項</p> <p>② アスベスト含有成形板の除去</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎事前調査結果記録等及び計画書を作成し、労働基準監督署に提出すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する{ない})</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・[行わない])。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を()部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期()</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: , 仕様 枚布、D= cm、シート種類:) 仮囲い高さ: H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: 掃足場 フォス側は手すり等を伸ばしシートで養生) 養生種別(プラスチックシート厚0.15)</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1261 1031 1849 1110"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>図示</td> <td>天井</td> <td>石綿大平板厚5</td> <td>201㎡</td> <td>みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	図示	天井	石綿大平板厚5	201㎡	みなし								
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																																																																																							
鉄鋼面	C種 改標仕表7.8.1	RA種 改標仕表7.2.3	3級	防球網																																																																																							
亜鉛めっき鋼面	A種 改標仕表7.8.2	RC種 改標仕表7.2.3	3級	鋼製建具																																																																																							
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																																																																																					
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																						
モルタル面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.4			幅木																																																																																					
コンクリート面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RA種 改標仕表7.2.5			換気扇開口部																																																																																					
コンクリート面(改修)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.5			CG等撤去部																																																																																					
ボート面(新規)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.7			天井換気扇撤去あと																																																																																					
ボート面(改修)		B種 改標仕表7.9.1	RB種 改標仕表7.2.7			天井																																																																																					
木部(新規)		A種 改標仕表7.9.2	RA種 改標仕表7.2.1			枠																																																																																					
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																						
1	図示	天井	石綿大平板厚5	201㎡	みなし																																																																																						

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築

●図面名
特記仕様書 5

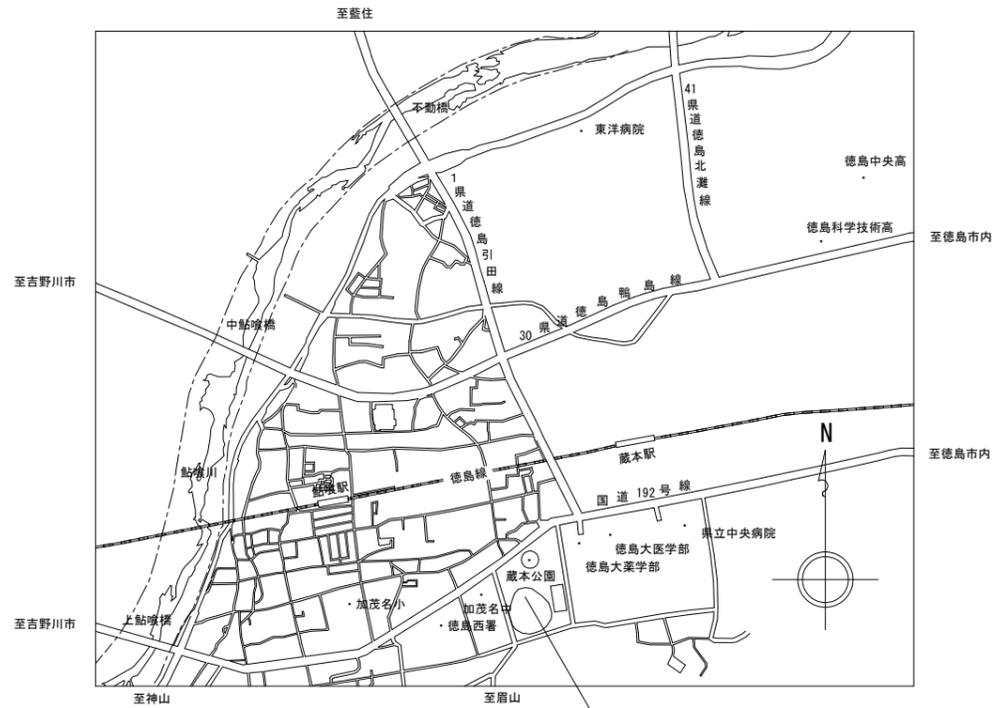
●図面番号
A-05

●縮尺

株式会社 岡島建築事務所
1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳

仕 上 表

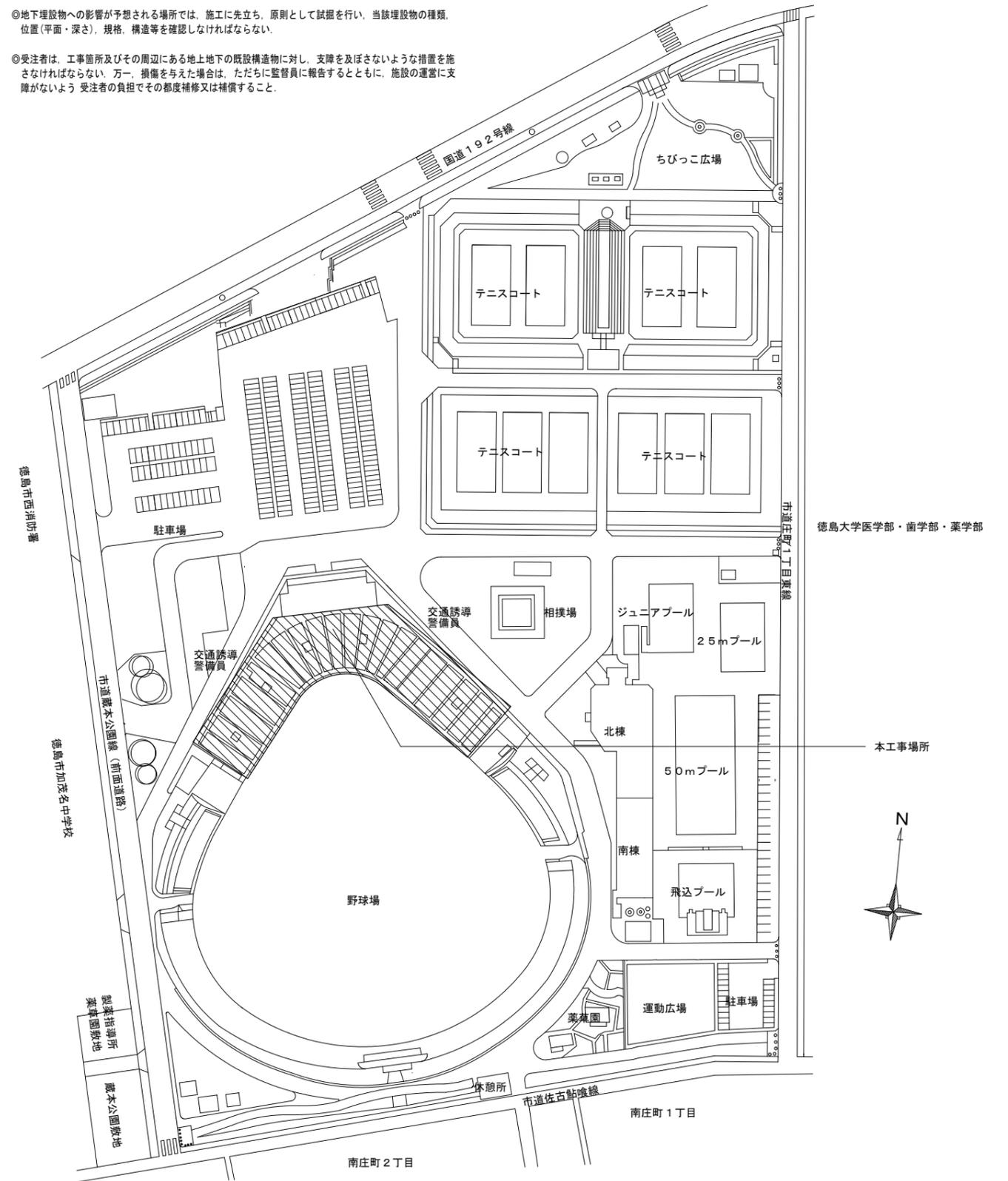
階	室 名		床	巾 木	壁	天 井	備 考	室 名
1 F	便 所	現況・撤去	モザイク張り(一部撤去)	100角タイル張り(一部撤去)	100角タイル張り(一部撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り	和風便器(撤去),小便器(撤去),手洗い,SK	便 所
		改修後	既存のまま,便器撤去跡:モザイク張り	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま	和風便器(新設),小便器(新設) 手洗い(既設のまま),SK(既設のまま)	
	医 務 室	現況・撤去	ビニル床タイル張り	ビニル幅木H=100	コンクリート打ち放し EP塗り,配管パッキン:100角タイル張り(一部撤去)	化粧石膏ボード厚9	流しL=1800(撤去),手洗い	医 務 室
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	流しL=1800(新設),手洗い(既設のまま)	
	前 室	現況・撤去	アスコン舗床(撤去)	ビニル幅木H=100	コンクリート打ち放し EP塗り	石綿大平板厚5 VP塗り(一部撤去)(アスベスト含有)	鏡1000×1500	前 室
		改修後	ウレタン樹脂複合弾性床,下地モルタル	既存のまま	既存のまま	撤去部:ケイ酸カルシウム板厚6目スカー EP-G塗り	鏡1000×1500(既設のまま)	
	選手更衣室	現況・撤去	アスコン舗床(撤去),木製置床(撤去)	コンクリート打ち放し EP塗り	コンクリート打ち放し EP塗り,CB間仕切り壁(撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り(一部撤去)(アスベスト含有)	ベンチ(撤去),テーブル(撤去),服掛け(撤去)	選手更衣室
		改修後	ウレタン樹脂複合弾性床,下地モルタル	既存のまま,CB壁撤去部:幅木新設 EP-G塗り	既存のまま,撤去跡:EP-G塗り	撤去部:ケイ酸カルシウム板厚6目スカー EP-G塗り	ベンチ(新設)	
選手便所	現況・撤去	モザイク張り(撤去)	100角タイル張り(一部撤去)	100角タイル張り(一部撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り	洋風便器(取り外し),和風便器(撤去),小便器(撤去) 手洗い(撤去),SK(取り外し)	選手便所	
	改修後	モザイク張り	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま,一部100角タイル張り	EP-G塗替え	洋風便器(再取付け),和風便器(新設),小便器(新設) 手洗い(新設),SK(再取付け)		
選手シャワー室	現況・撤去	モザイク張り,足洗場撤去	100角タイル張り(一部撤去)	100角タイル張り(一部撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り(撤去)(アスベスト含有)	手洗い(撤去)	選手シャワー室	
	改修後	既存のまま,足洗場撤去跡:モザイク張り	既存のまま,一部100角タイル張り モルタル厚3,下地ケイ酸カルシウム板厚6	既存のまま,一部100角タイル張り モルタル厚3,下地ケイ酸カルシウム板厚8	パブリック張り	手洗い(新設)		
ビッチング練習場	現況・撤去	カー舗装厚100	モルタル刷毛引き	コンクリート打ち放し	コンクリート打ち放し,石綿大平板厚5 VP塗り(撤去)(アスベスト含有)	鏡1000×1500(撤去)	ビッチング練習場	
	改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま,ケイ酸カルシウム板厚8目スカー EP-G塗り	鏡2000×2000(新設),目隠しフェンス(新設)		
2 F	男子便所(1)	現況・撤去	モザイク張り(一部撤去)	100角タイル張り	100角タイル張り(一部撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り	洋風便器(取り外し),和風便器(撤去),小便器(撤去) 手洗い	男子便所(1)
		改修後	塗膜防水(防滑),便器撤去跡:下地モルタル補修	塗膜防水	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま	洋風便器(再取付け),和風便器(新設),小便器(新設) 手洗い(既設のまま)	
	女子便所(1)	現況・撤去	モザイク張り(一部撤去)	100角タイル張り	100角タイル張り(一部撤去)	石綿大平板厚5 VP塗り	洋風便器(取り外し),和風便器(撤去) 手洗い	女子便所(1)
		改修後	塗膜防水(防滑),便器撤去跡:下地モルタル補修	塗膜防水	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま	洋風便器(再取付け),和風便器(新設) 手洗い(既設のまま)	
	男子便所(2)	現況・撤去	モザイク張り(一部撤去)	100角タイル張り	100角タイル張り(一部撤去)	コンクリート打ち放し	洋風便器,和風便器 和風便器(2か所撤去),小便器(撤去),手洗い	男子便所(2)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま	洋風便器(既設のまま),和風便器(既設のまま) 和風便器(2か所新設),小便器(新設),手洗い(既設のまま)	
	女子便所(2)	現況・撤去	モザイク張り(一部撤去)	100角タイル張り	100角タイル張り(一部撤去)	コンクリート打ち放し	洋風便器,和風便器 手洗い	女子便所(2)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま,一部100角タイル張り	既存のまま	洋風便器(既設のまま),和風便器(既設のまま) 手洗い(既設のまま)	



付近見取図

本工事場所

- 特記事項
- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
 - ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 - ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



配置図兼支障物件確認図 1/2000

概略工程表(参考)

工事区分	12月	1月	2月	検査
◎ 清掃・片付け・書類作成	●			●
◎ 材料承認	●			
◎ 1階便所改修	壁体撤去 仕上げ	フロー		
設備改修(別途工事)	撤去			
◎ 選手便所改修	撤去	壁体撤去	フロー	
設備改修(別途工事)		撤去		
◎ 選手シャワー室改修	撤去	LGS等	エポク	仕上げ
設備改修(別途工事)		撤去		
◎ ピッチング練習場改修		足場 撤去	仕上げ	フロー
設備改修(別途工事)				
◎ 選手更衣室・前室改修	撤去	躯体	撤去	仕上げ
設備改修(別途工事)				
◎ 男女便所(1)・(2)改修		取外し	防水	取付
設備改修(別途工事)				

徳島県県土整備部営繕課

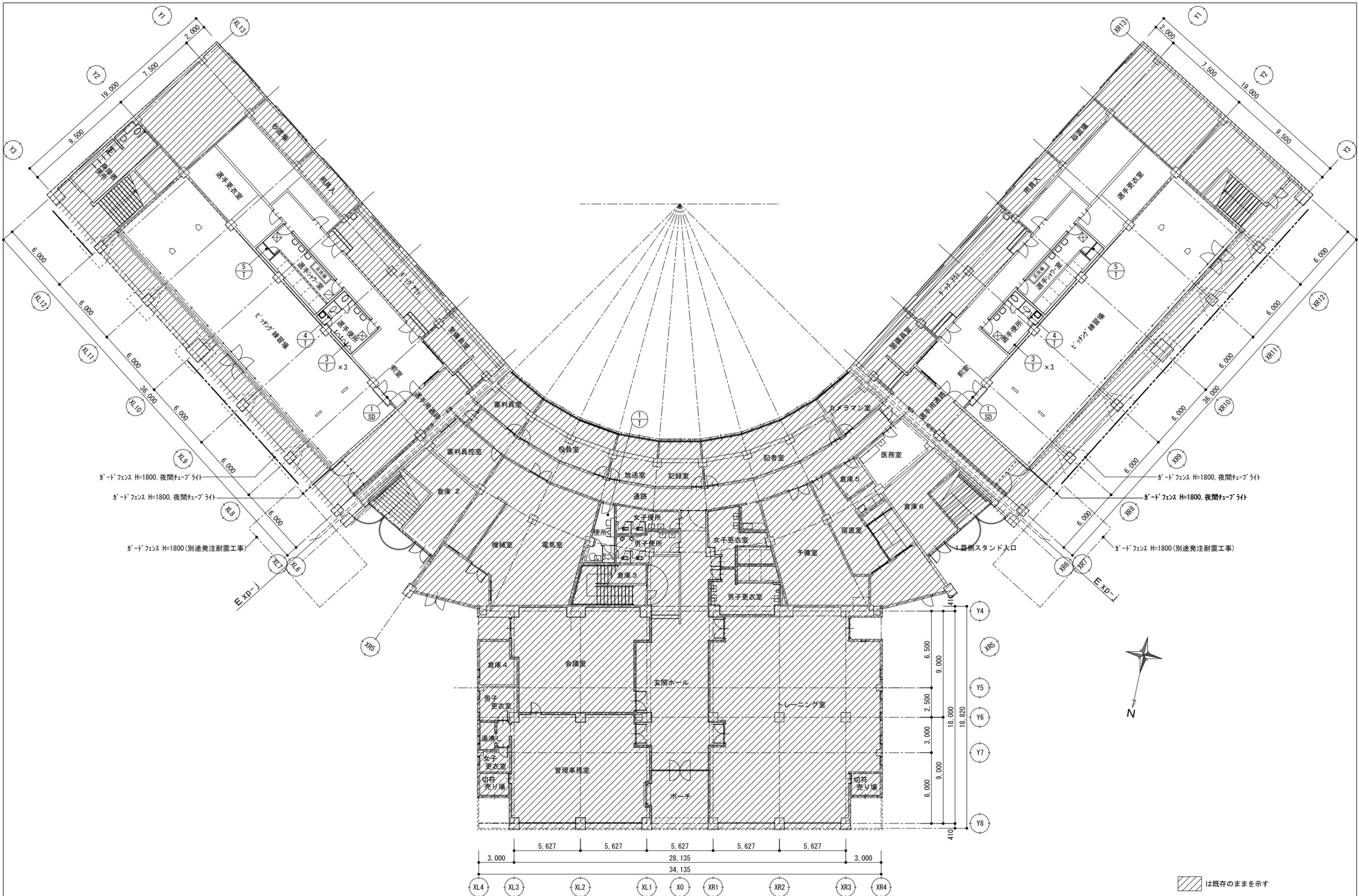
●工事名
R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築

●図面名
配置図兼支障物件確認図, 付近見取り図, 概略工程表(参考)

●図面番号
A-07

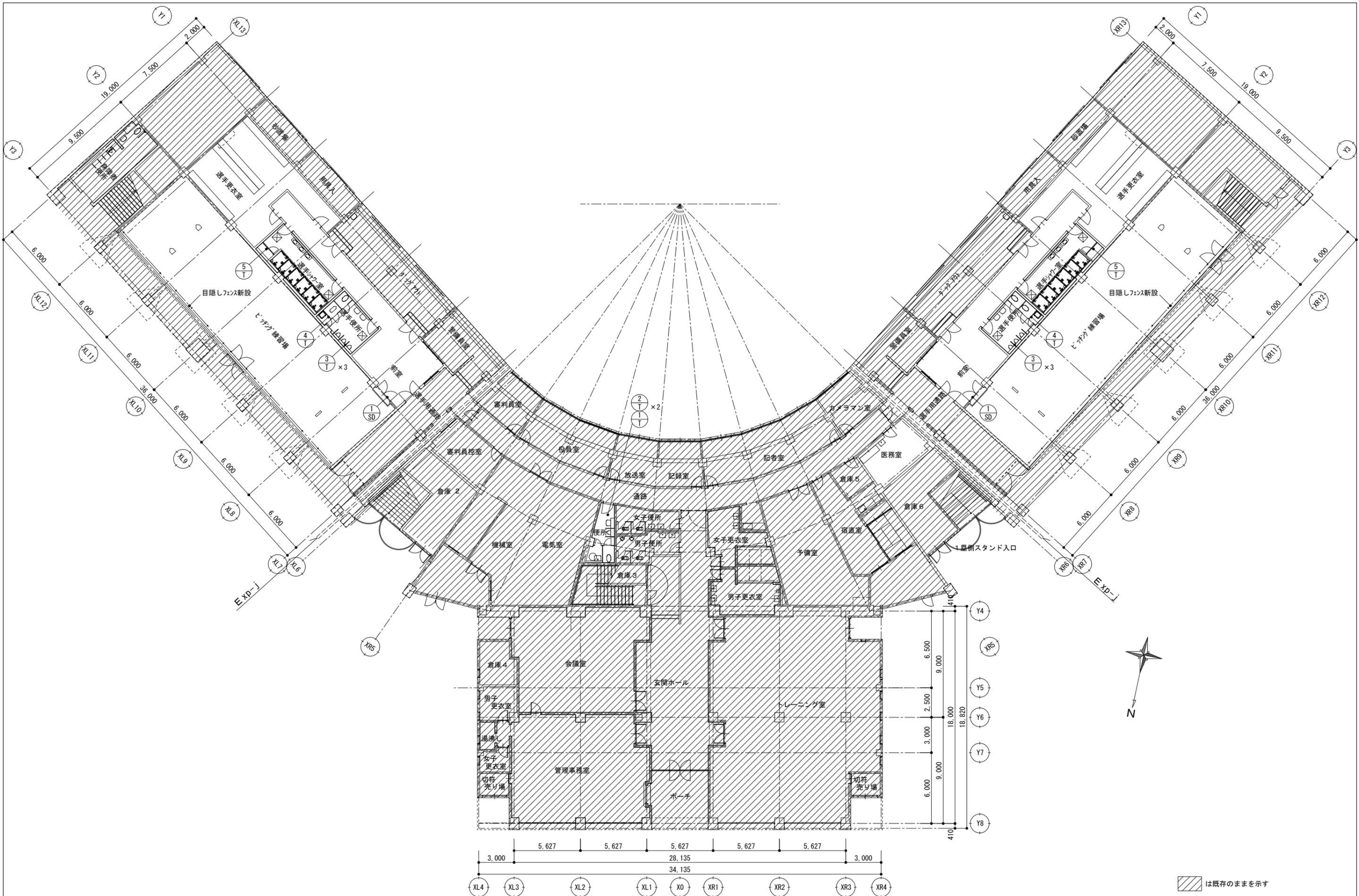
●縮尺
A2:1/2000
A3:1/2820

株式会社 岡島建築事務所
1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳

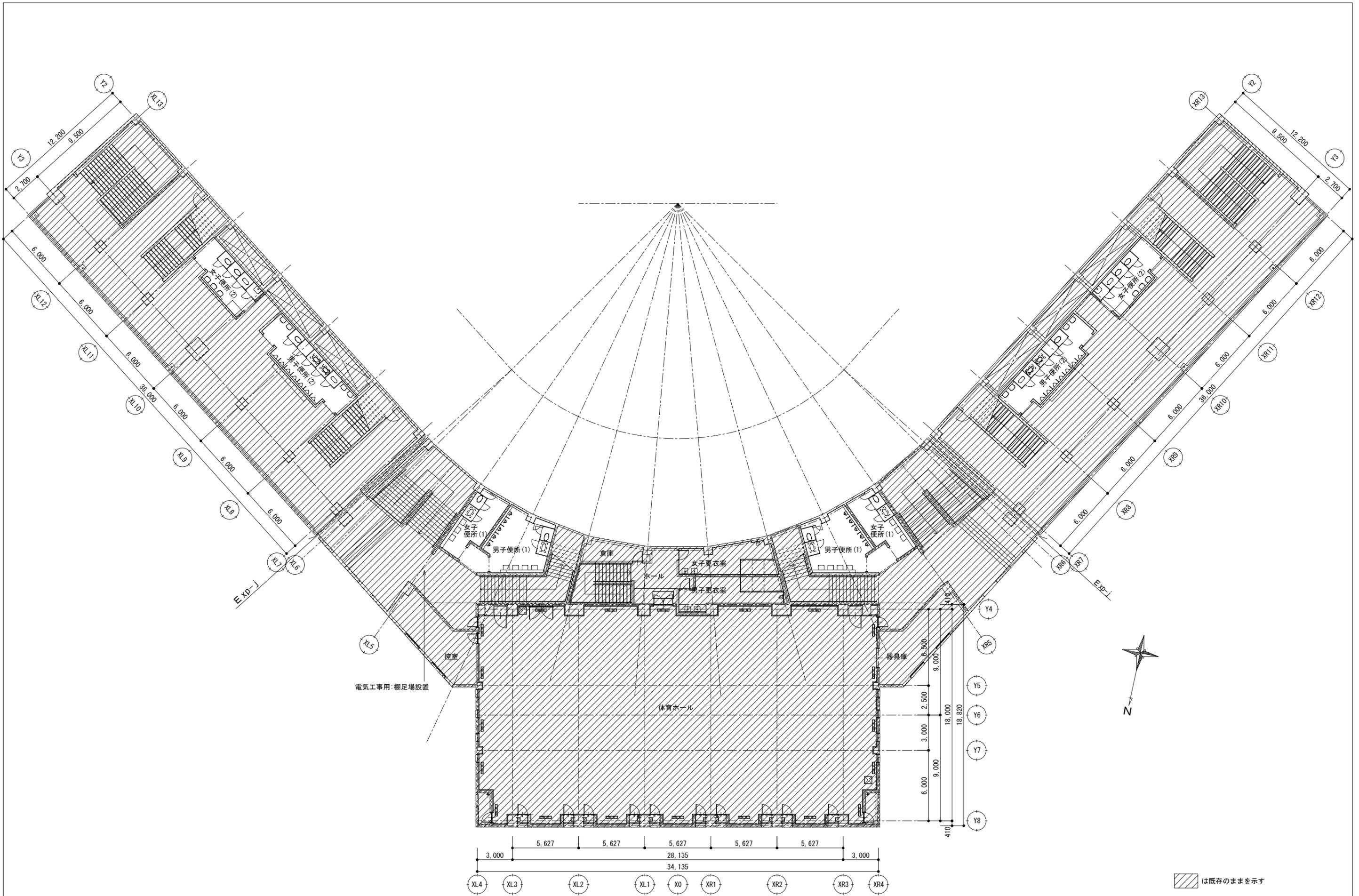


は既存のままを示す

徳島県土整備部営繕課 R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築 ●工事名 ●図面名 現況・撤去1階平面図兼仮設計画図(参考)	●図面番号 A-08 ●縮尺 A2:1/200 A3:1/282	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
--	--	---

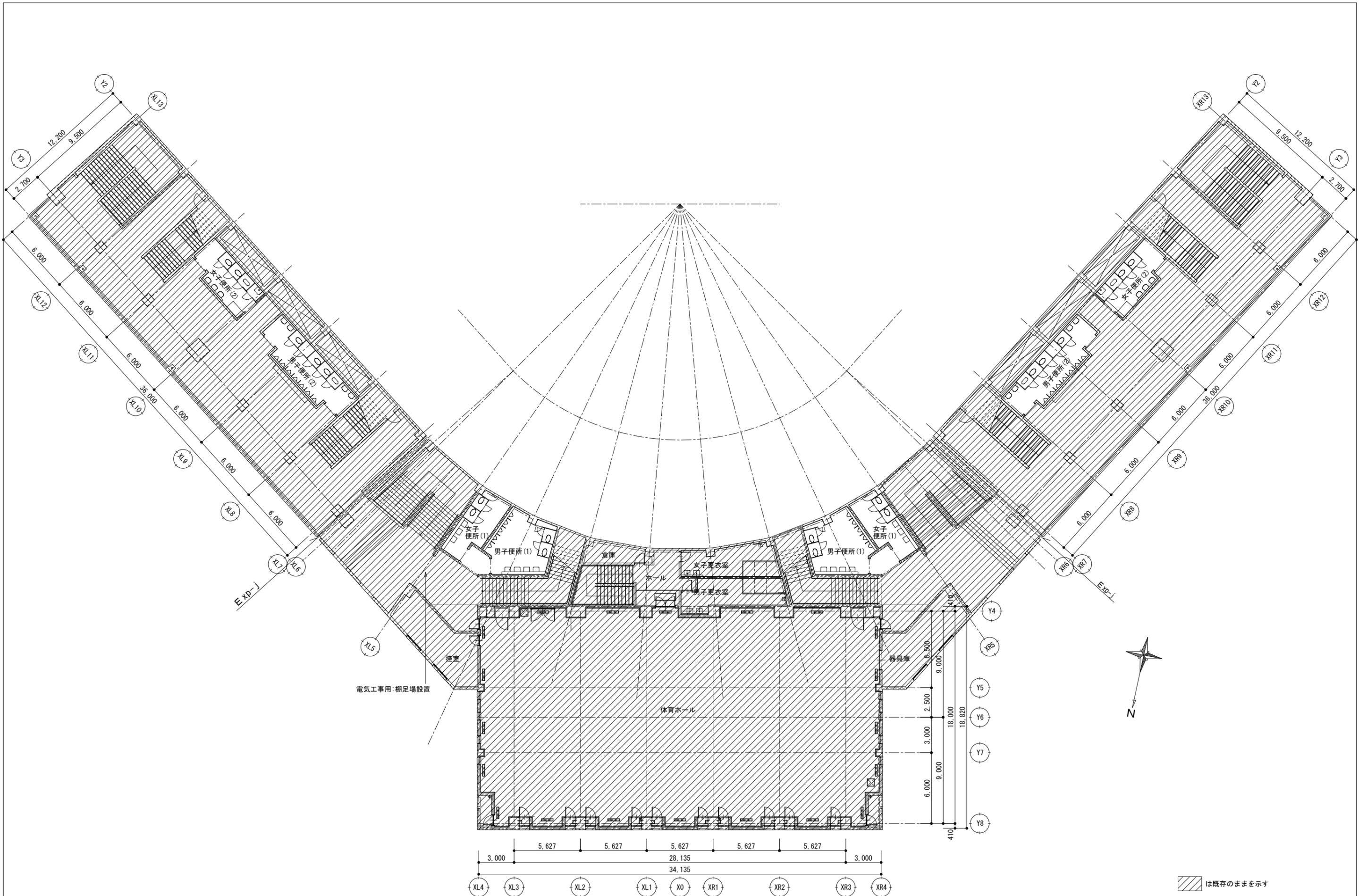


徳島県県土整備部営繕課 R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築 改修後1階平面図	●工事名 R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築 ●図面名 改修後1階平面図	●図面番号 A-09 ●縮尺 A2:1/200 A3:1/282	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
---	--	--	---



は既存のままを示す

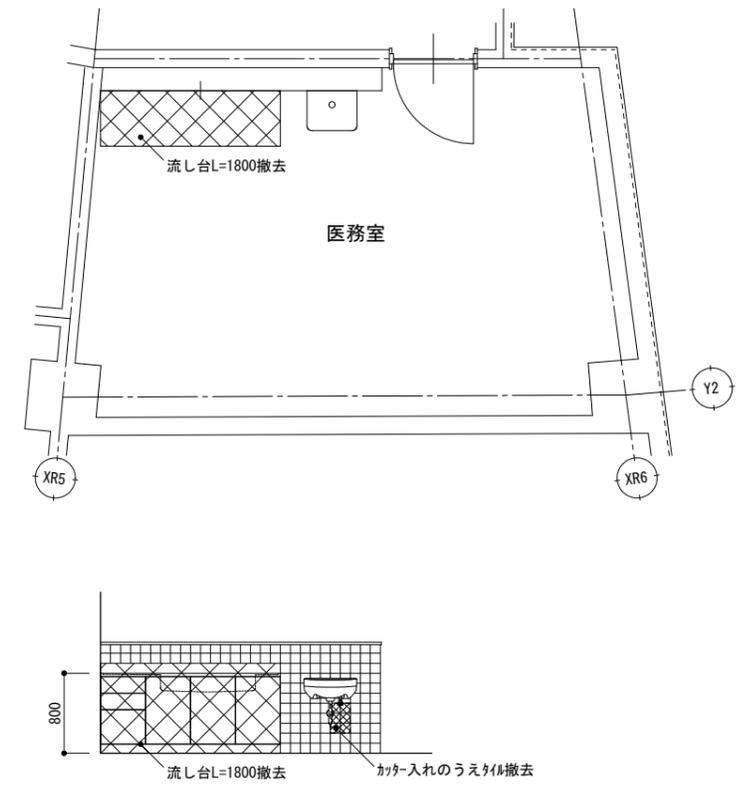
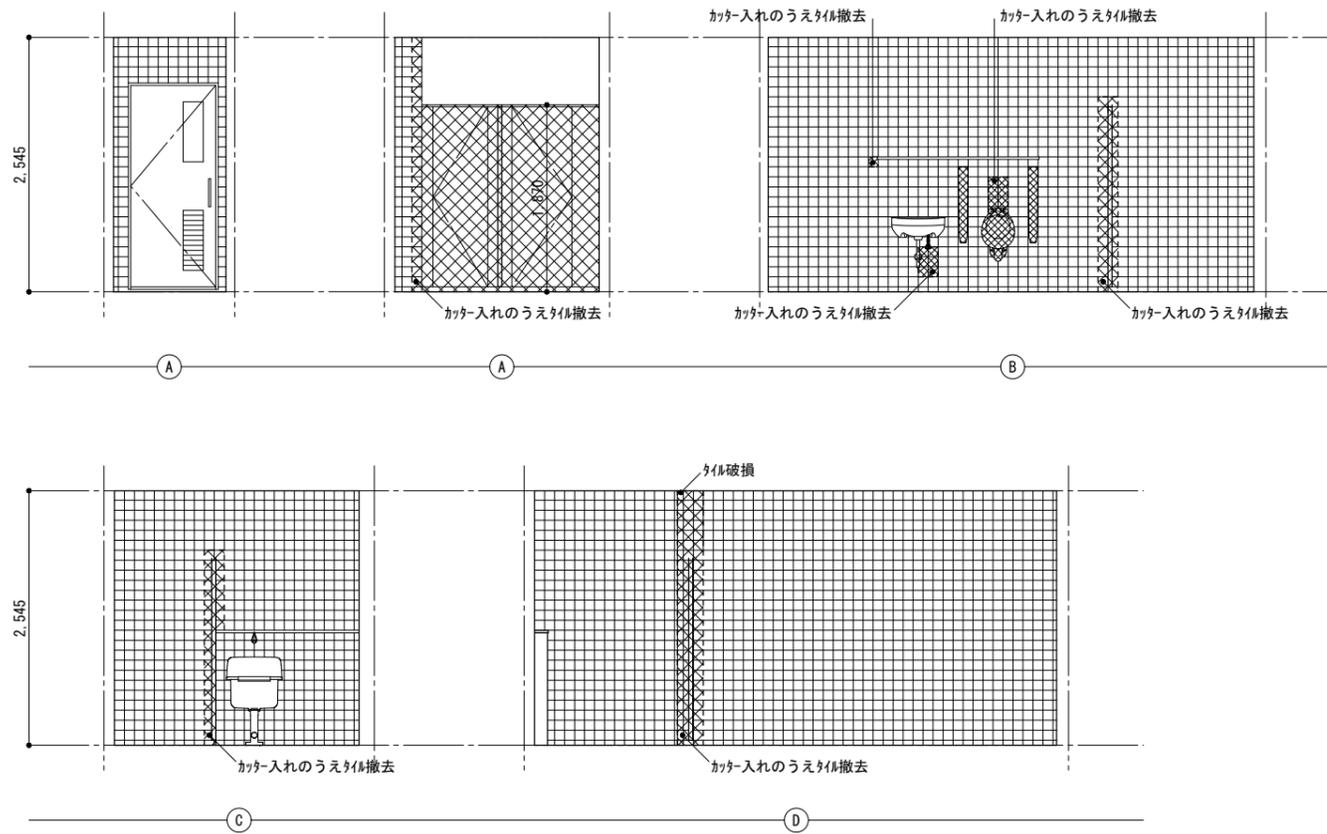
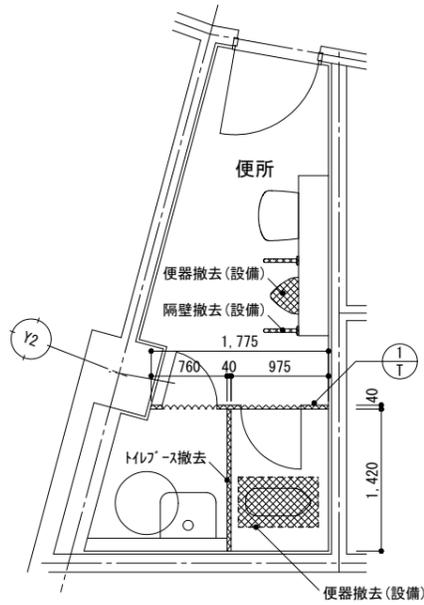
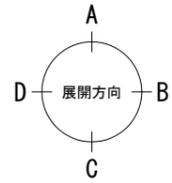
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	●図面番号 A-10	●縮尺 A2:1/200 A3:1/282	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
現況・撤去2階平面図	●図面名			



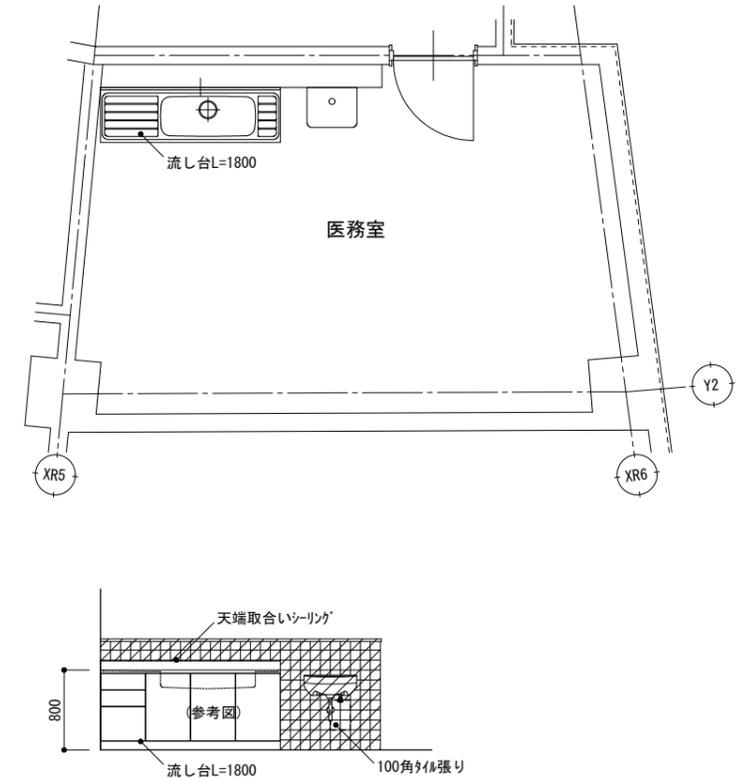
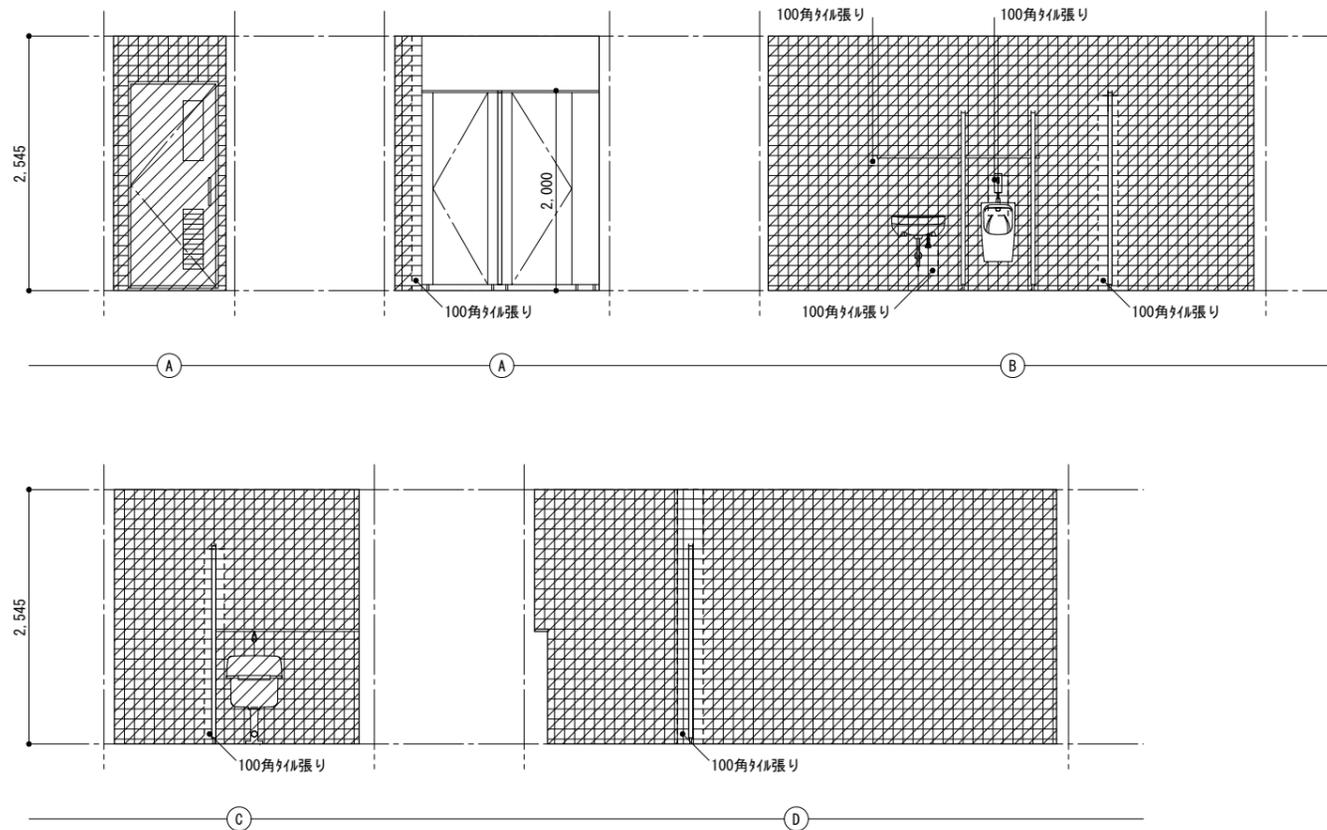
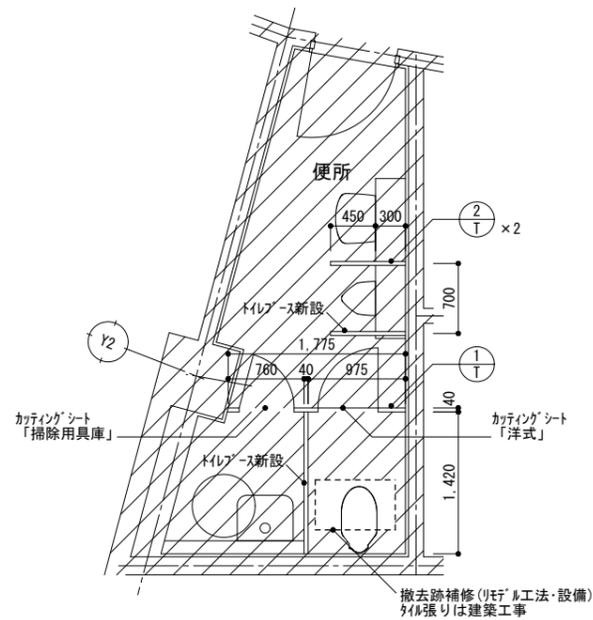
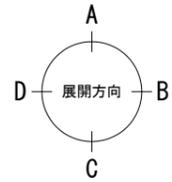
は既存のままを示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築 ●図面名 改修後2階平面図	●図面番号 A-11 ●縮尺 A2:1/200 A3:1/282	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
------------	---	--	---

現況・撤去  は撤去を示す



改修後  は既存のままを示す



徳島県県土整備部営繕課

●工事名

R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築

●図面名

バグネット裏1階 便所・医務室 平面詳細図・展開図

●図面番号

A-12

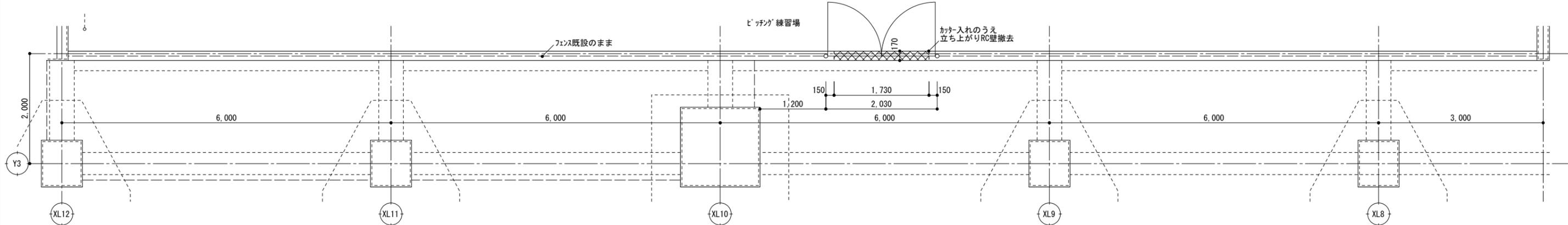
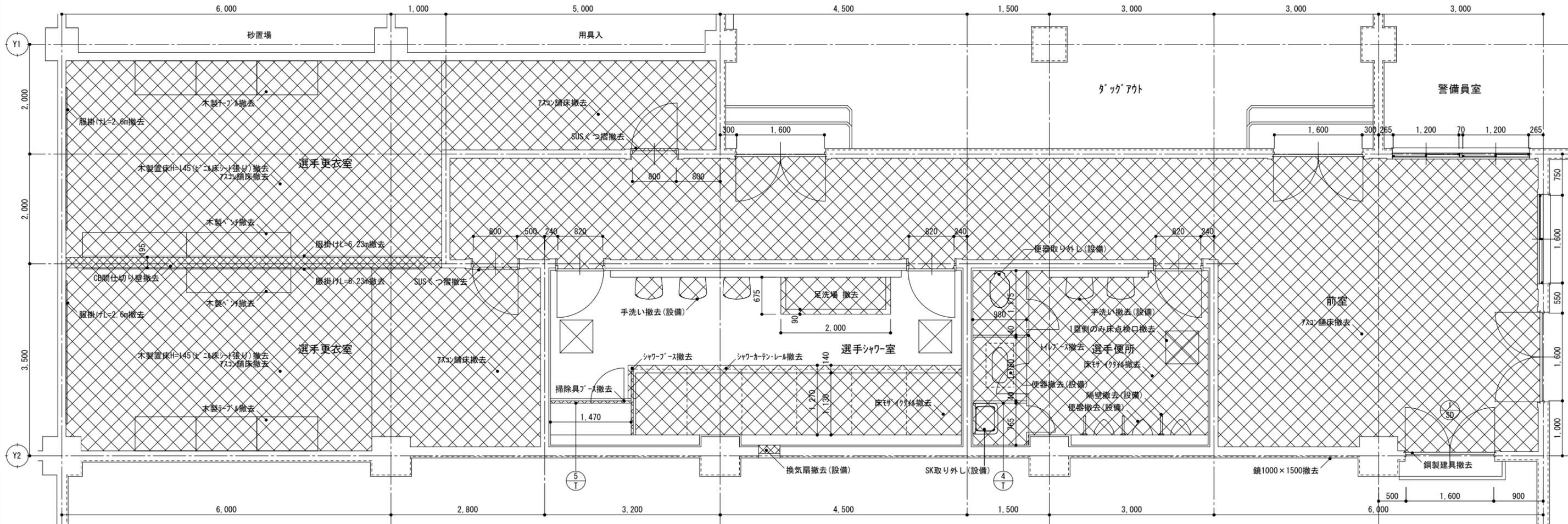
●縮尺

A2:1/50
A3:1/71

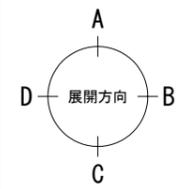
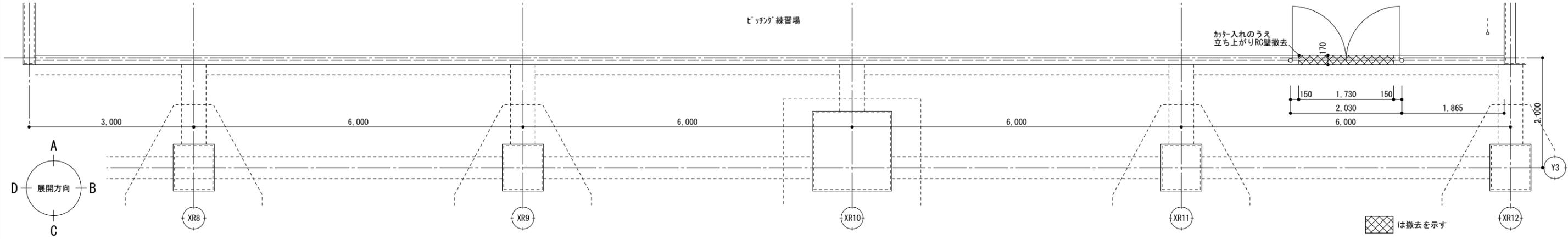
株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳

現況・撤去 1階3塁側(1塁側は左右対称)

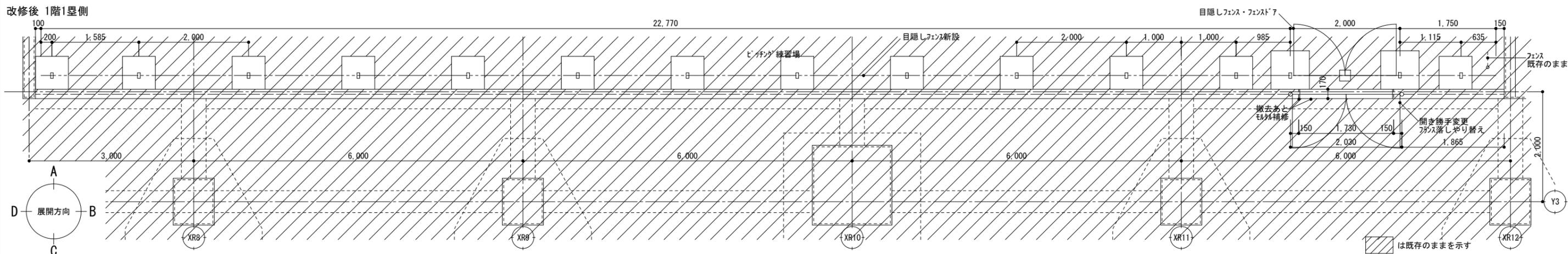
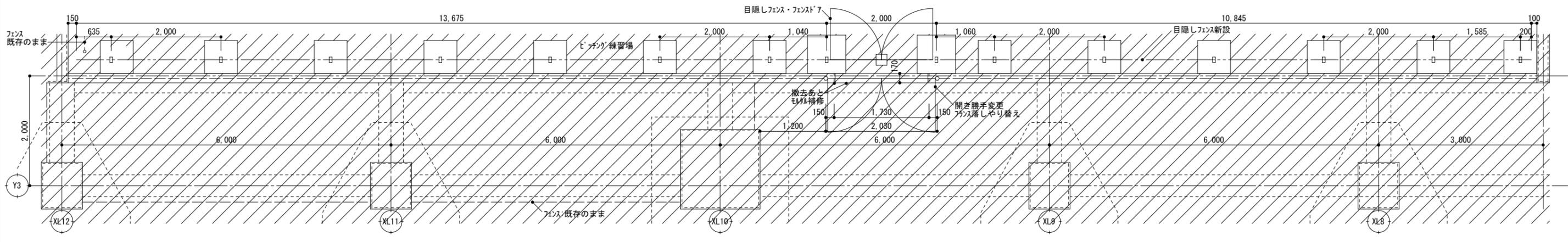
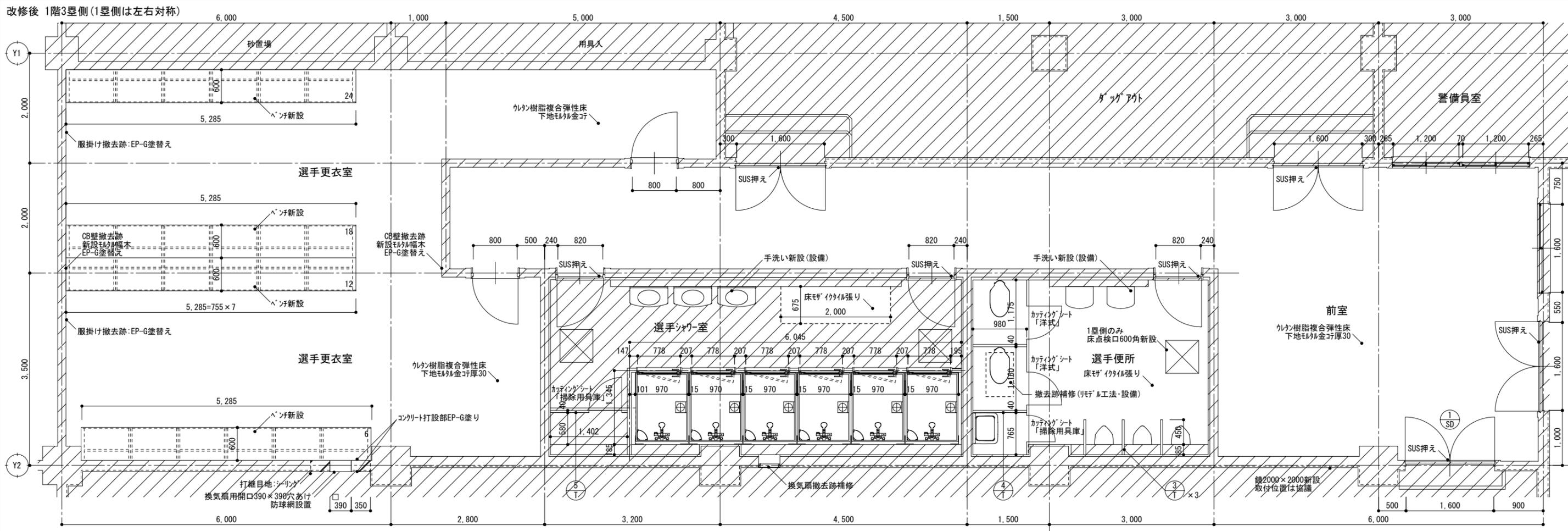


現況・撤去 1階1塁側



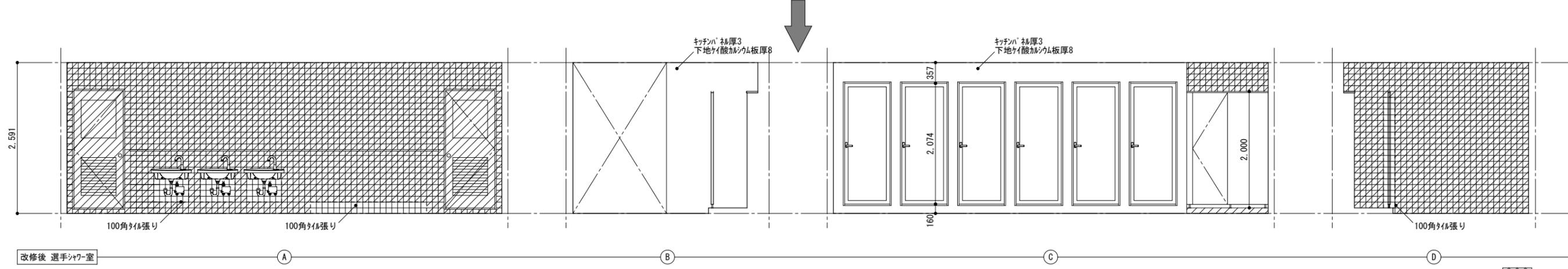
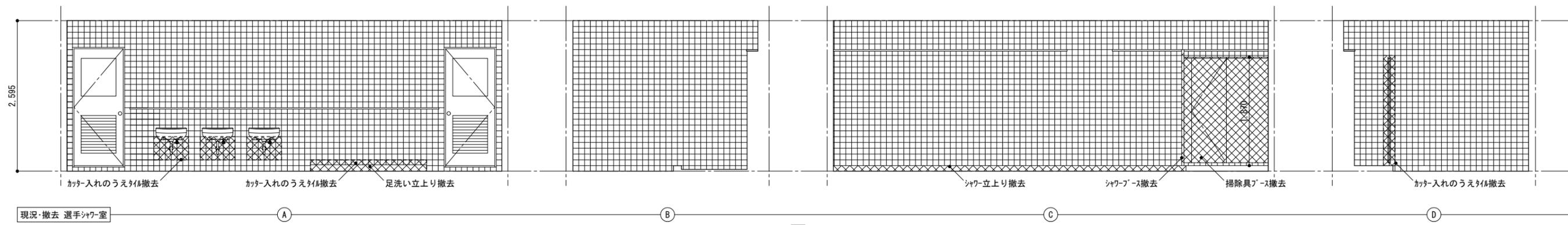
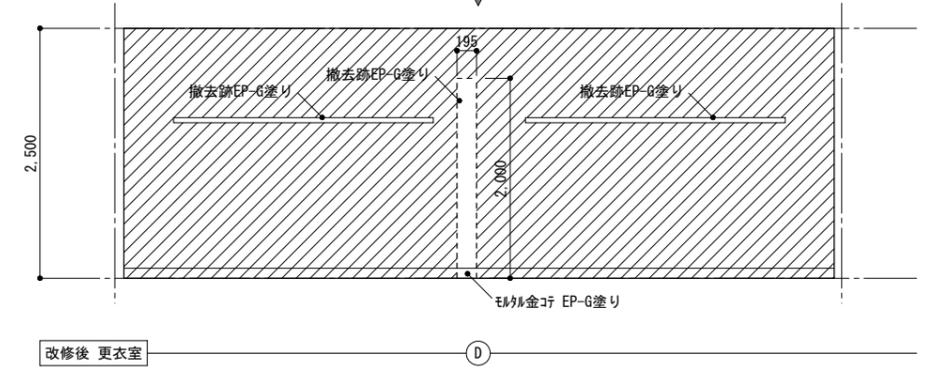
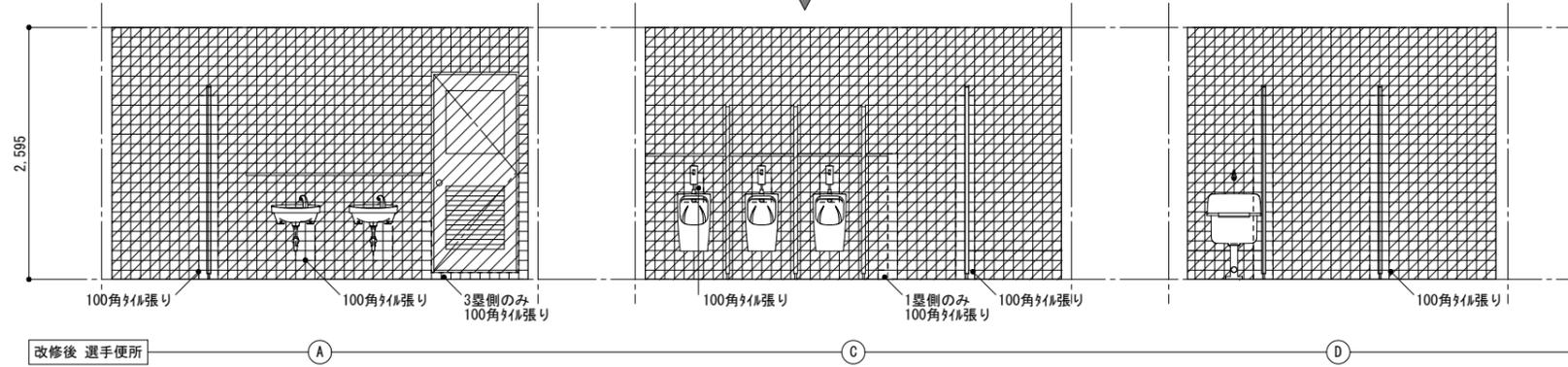
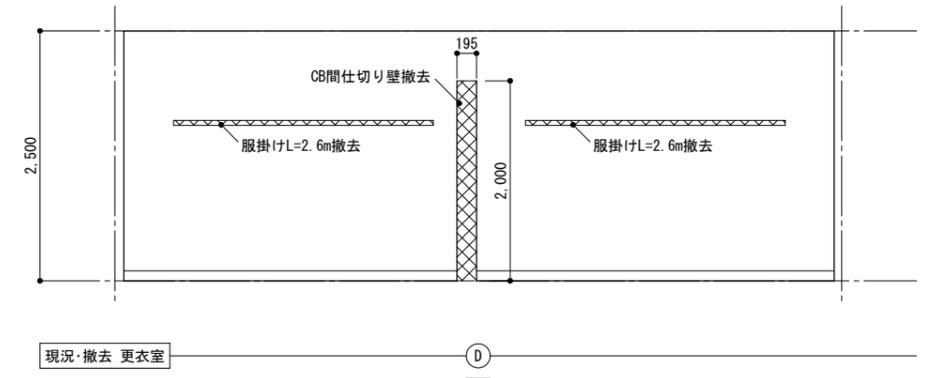
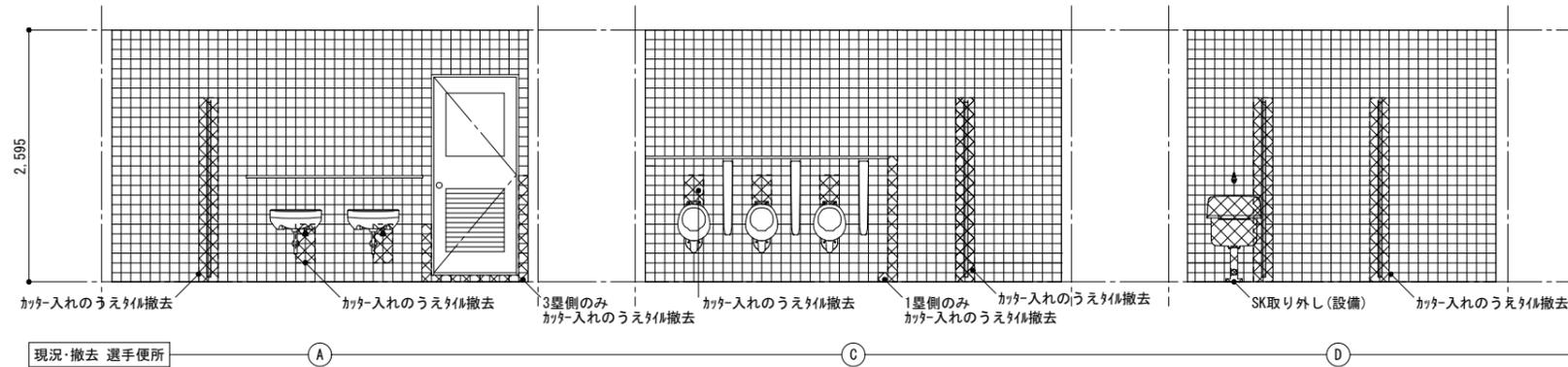
は撤去を示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	●図面番号	A-13	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	現況・撤去 内野1階平面詳細図	●縮尺	A2:1/50 A3:1/71	



徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	●図面番号	A-14	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	改修後 内野1階平面詳細図	●縮尺	A2:1/50 A3:1/71	

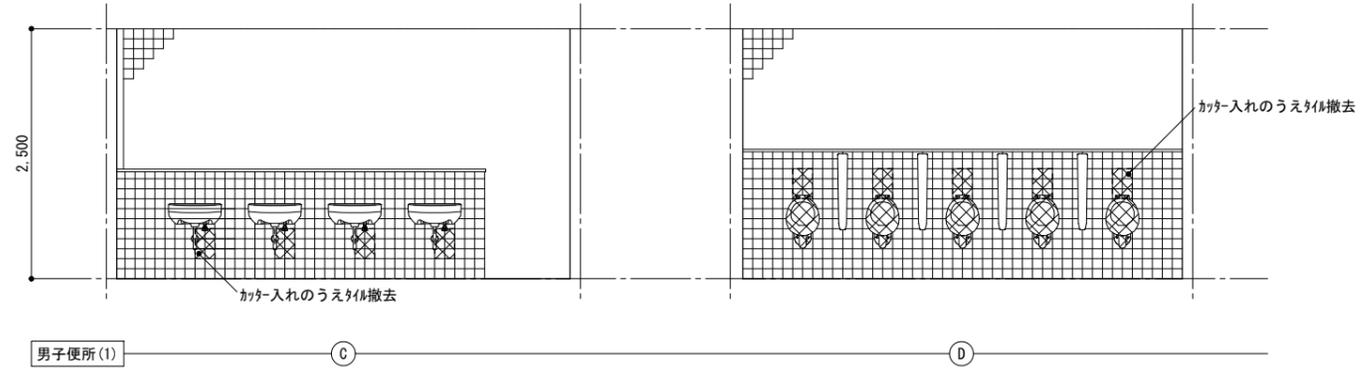
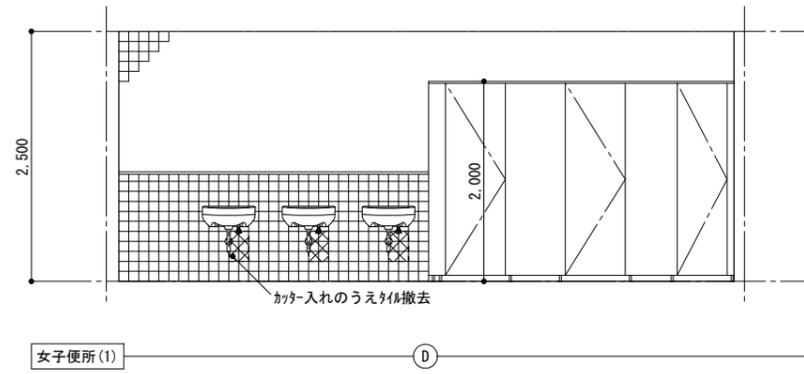
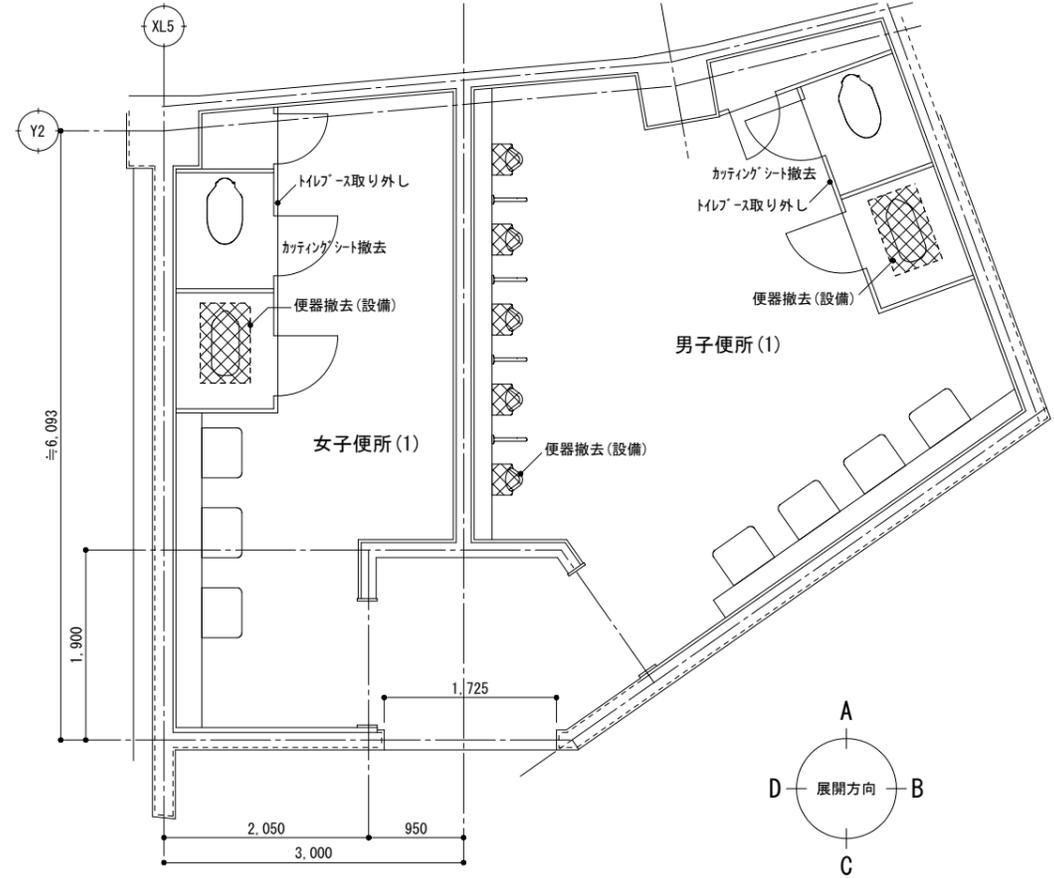
内野1階3塁側展開図(1塁側は左右対称)



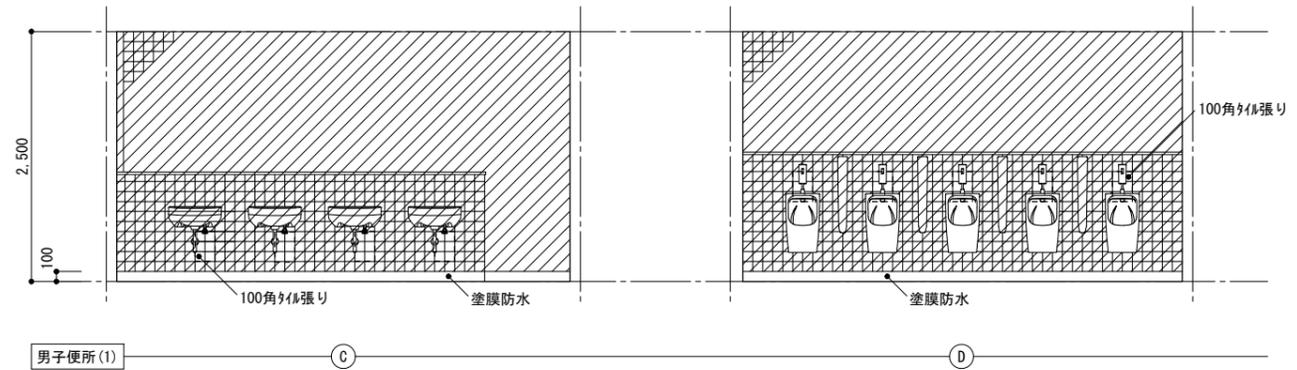
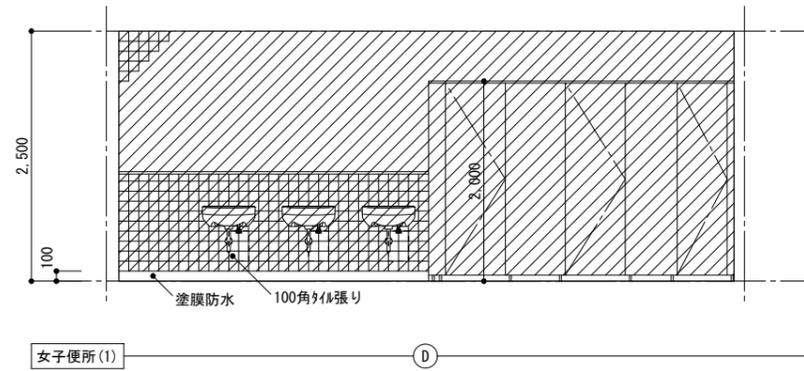
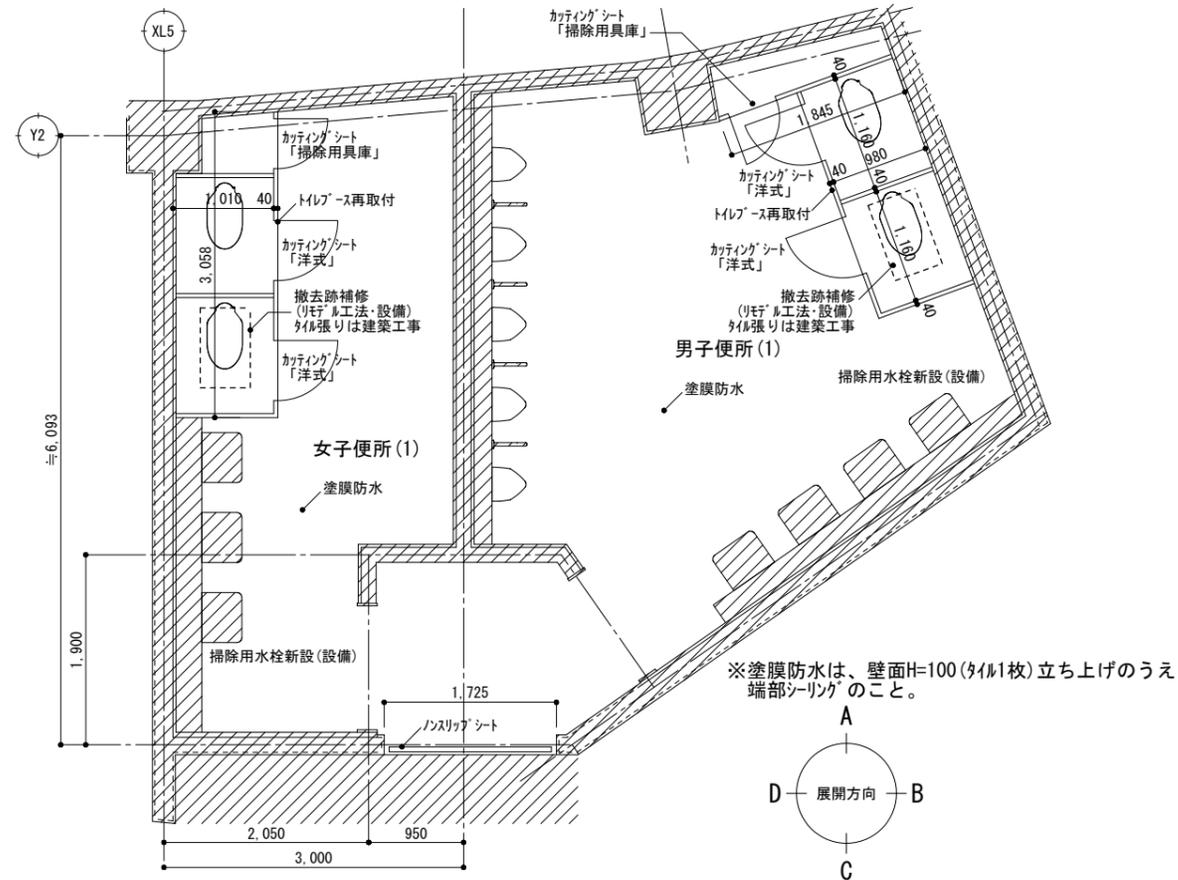
は撤去を示す
は既存のままを示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R3営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築	●図面番号	A-16	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	内野展開図	●縮尺	A2:1/50 A3:1/71	

現況・撤去 3 塁側 (1 塁側は左右対象)  は撤去を示す



改修後 3 塁側 (1 塁側は左右対象)  は既存のままを示す



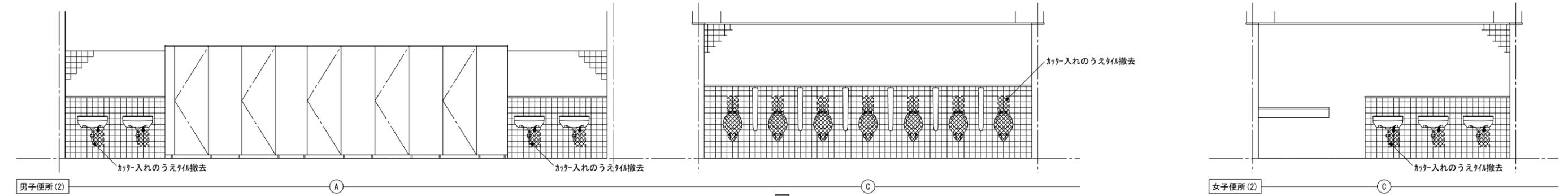
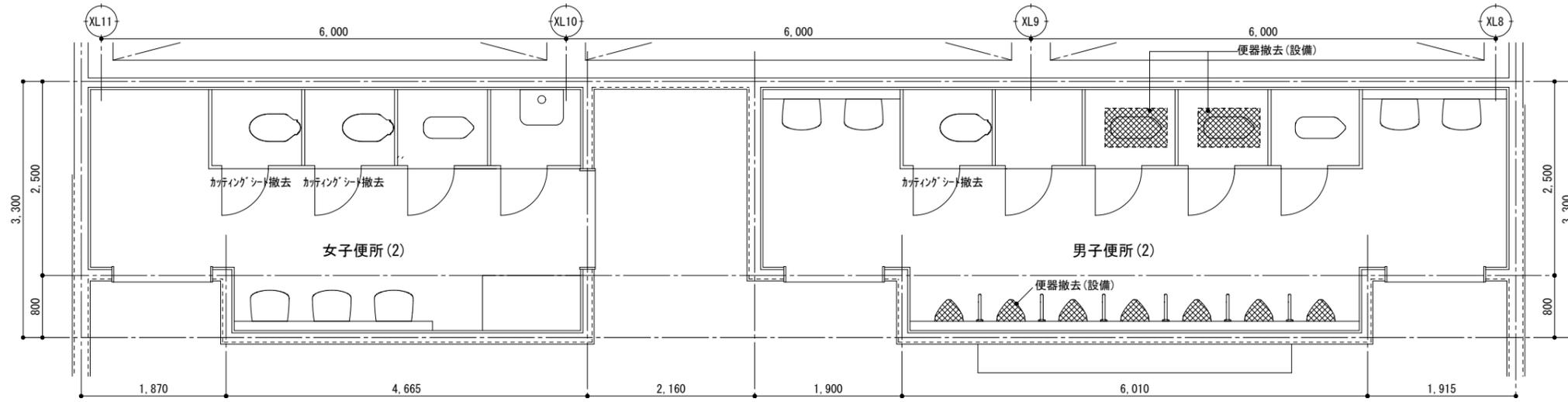
徳島県土整備部営繕課

●工事名
R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築
●図面名
バウナ外裏2階 便所(1) 平面詳細図・展開図

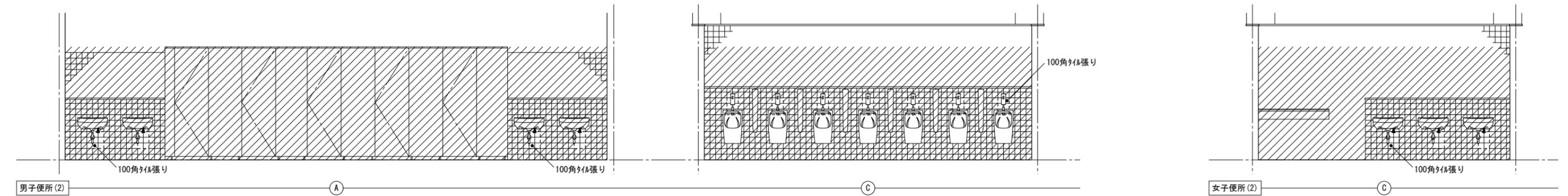
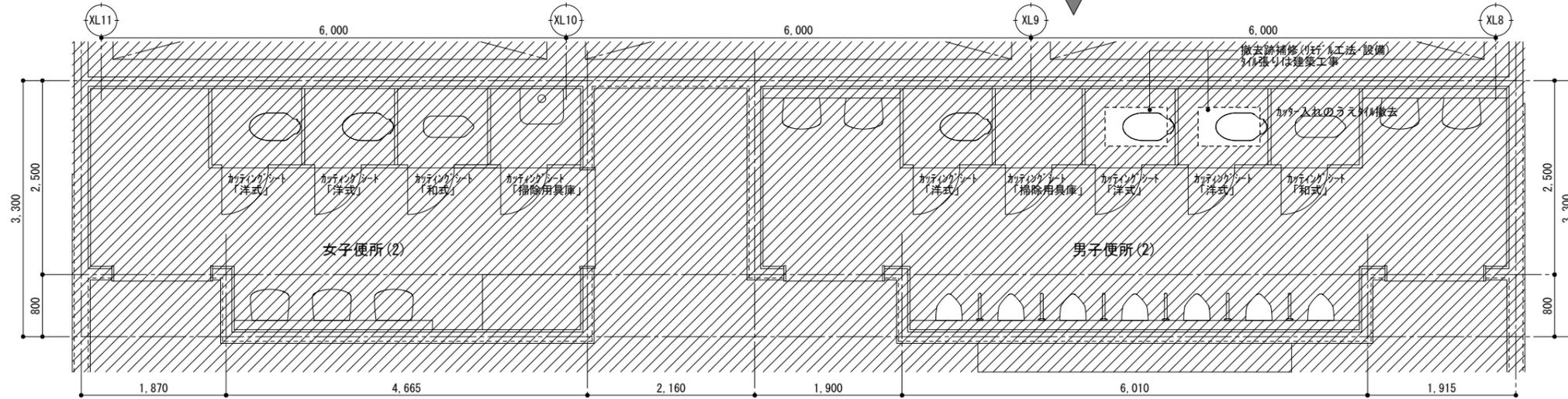
●図面番号
A-17
●縮尺
A2:1/50
A3:1/71

株式会社 岡島建築事務所
1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓 芳

現況・撤去 3 層側 (1 層側は左右対象)  は撤去を示す



改修後 3 層側 (1 層側は左右対象)  は既存のままを示す



徳島県土整備部営繕課

●工事名

R3 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場諸室改修工事建築

●図面名

内野2階 便所(2) 平面詳細図・展開図

●図面番号

A-18

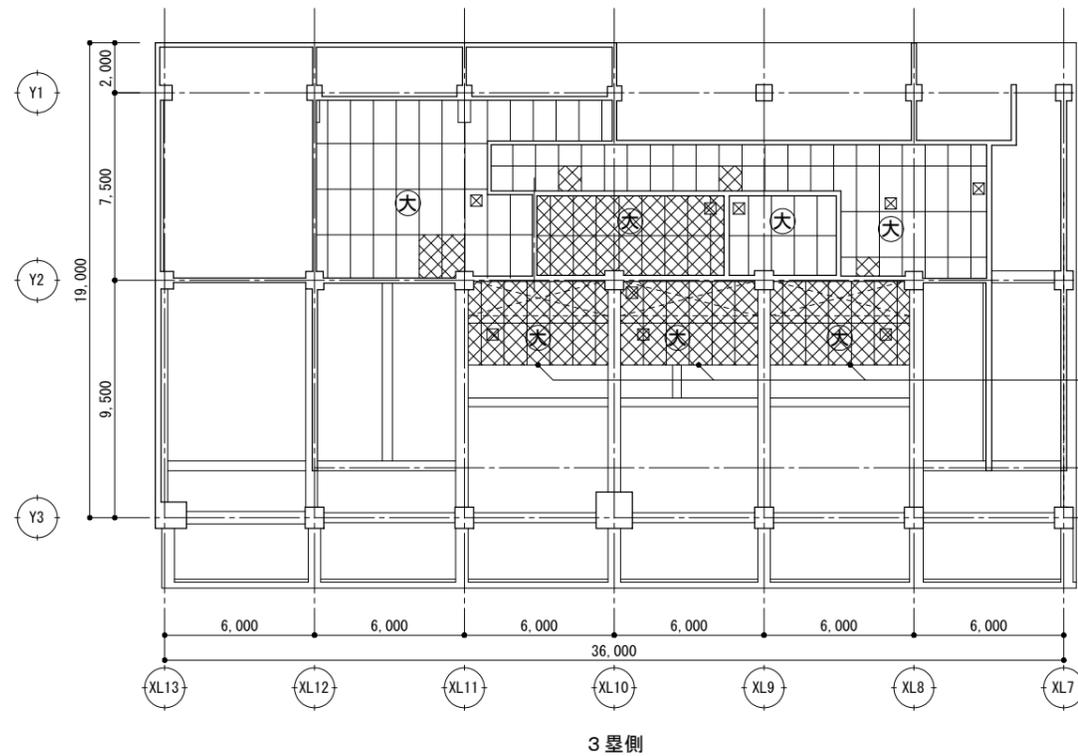
●縮尺

A2:1/50
A3:1/71

株式会社 岡島建築事務所

1 級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓 芳

現況・撤去

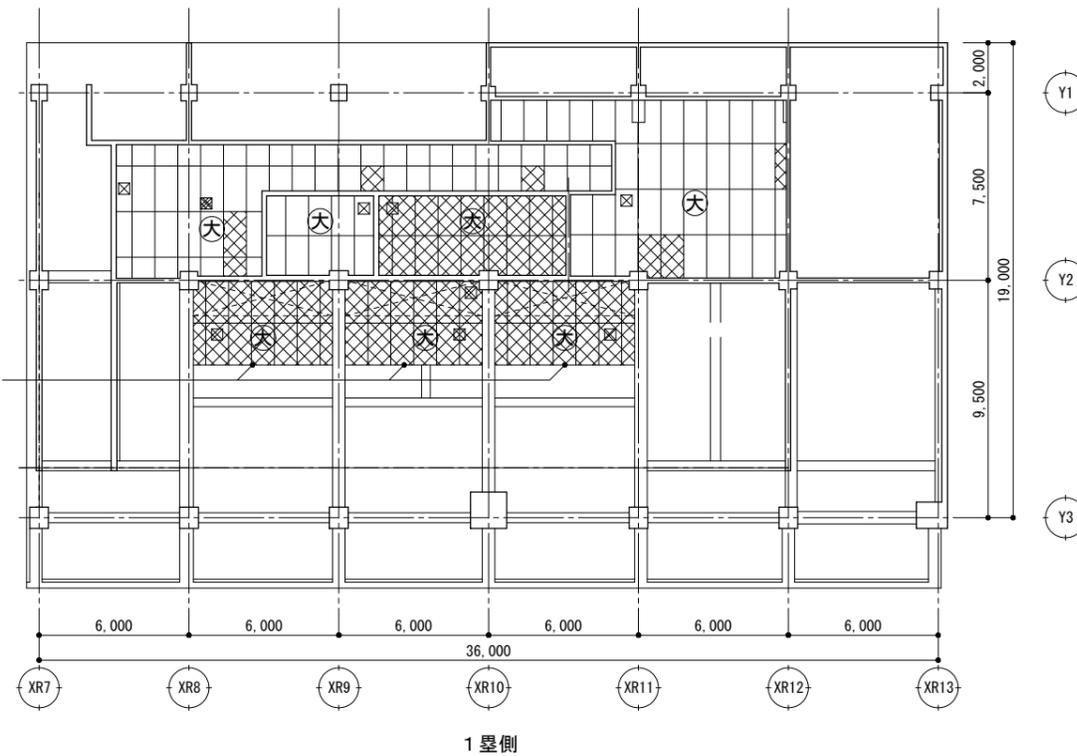


3 墨側

仕上げ材撤去:下がり壁部H=820

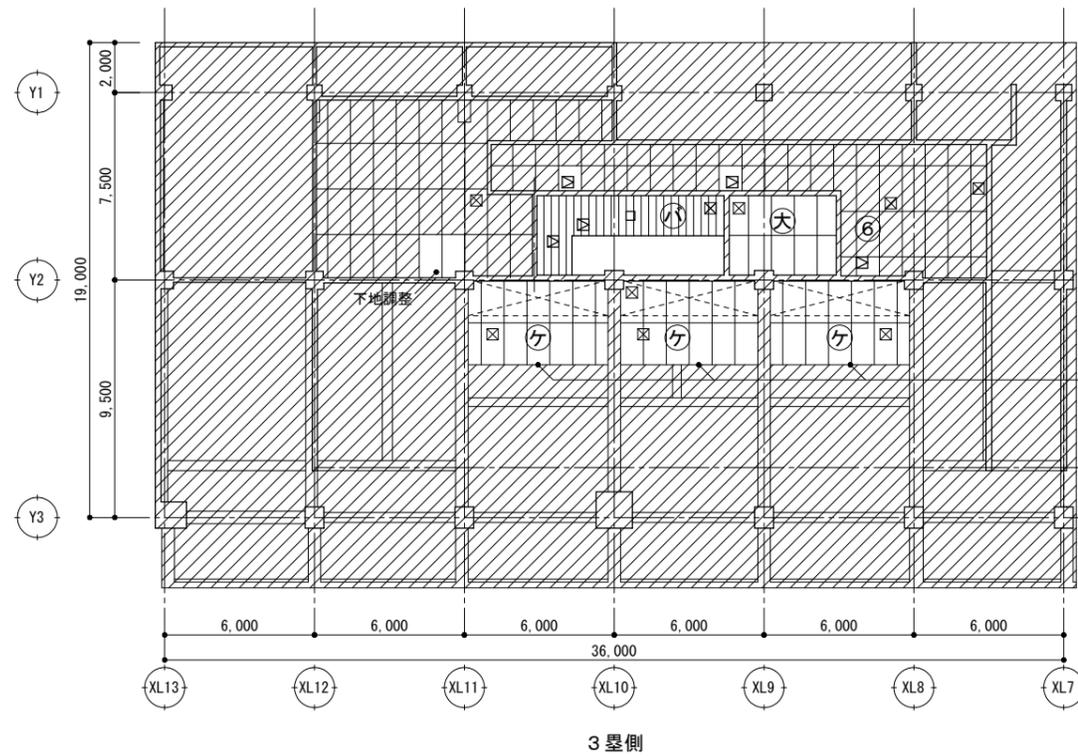
仕上げ材撤去:下がり壁部H=820

符号	現況・撤去仕上
大	石綿大平板厚5 VP塗り (7ｽﾞｽﾄ含有)
☒	天井点検口450角
☒	撤去を示す



1 墨側

改修後

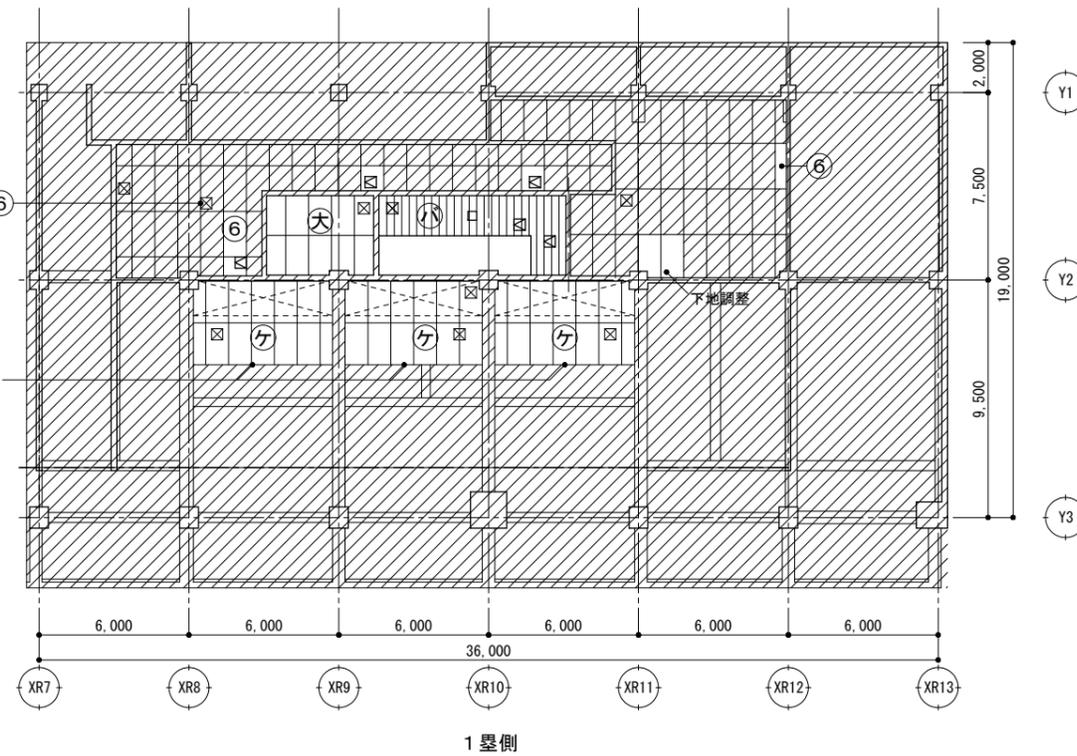


3 墨側

仕上げ材新設:下がり壁部H=820
7ｽﾞｽﾄ製見切り縁

仕上げ材新設:下がり壁部H=820
7ｽﾞｽﾄ製見切り縁

符号	改修後仕上
大	EP-G塗替え (既設石綿大平板厚5)
⑥	ケイ酸カルシウム板厚6目ｽｶﾝ EP-G塗り
ㇿ	ケイ酸カルシウム板厚8目ｽｶﾝ EP-G塗り
ハ	ﾊﾞｽﾘﾌﾞ 張り
☒	天井点検口450角:既存のまま
☒	天井点検口450角新設
□	天井開口補強
	※新設天井点検口・LGS開口補強 位置は別途工事の設備業者と協議のこと
☒	既設のままを示す



1 墨側

符号	場所	1 前室	1 バックネット裏1階 便所	2 バックネット裏1階 便所	3 選手便所	4 選手便所	5 選手シャワー室
名称	SD	両開きスライド7	T トイレース	T トイレース	T トイレース	T トイレース	T トイレース
姿	図	現況・撤去 	現況・撤去 	現況・なし	現況・なし		
見込	数量	40	2か所	40	1か所	40	2か所
ガラス	仕上	網入り型6.8	FP塗り	耐水しなべニキ, SOP		耐水しなべニキ, SOP	
付属金物		握玉, 施錠, フランス落し ド7チェック, 丁番	付属金物一式			付属金物一式	
備考		厚のみ撤去	撤去			撤去	撤去
↓							
姿	図	改修後 	改修後 	改修後 	改修後 	改修後 	改修後
見込	数量	40	2か所	40	1か所	40	2か所
ガラス	仕上	DP塗り	表面材: マリニ、心材: ベーパ-コ7			表面材: マリニ、心材: ベーパ-コ7	
付属金物		握玉, 施錠, フランス落し ド7チェック, 丁番 (既設利用)	アルミ7-ルエッジ, SUST型サッシ, 頭サキ 表示付スライドラッチ, 戸当り, 付属金物一式	アルミ7-ルエッジ, SUST型サッシ, 頭サキ 付属金物一式		アルミ7-ルエッジ, SUST型サッシ, 頭サキ 表示付スライドラッチ, 戸当り, 付属金物一式	
備考							